

# 第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 12 日

平成26年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 6 年 3 月 1 2 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成26年3月12日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成26年3月12日 午後3時41分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	大 城 晃	2 番	金 城 勝 英
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	公 営 企 業 課 長	宮 平 正 則
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	宮 平 真由美		
	住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美		

平成26年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年3月12日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第1号～議案第27号まで）
8	議 案 第 1 号	座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
9	議 案 第 2 号	座間味村職員の修学部分休業に関する条例の制定について
10	議 案 第 3 号	座間味村ちゅら島づくり条例の制定について
11	議 案 第 4 号	座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について
12	議 案 第 5 号	座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
13	議 案 第 6 号	座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例について
14	議 案 第 7 号	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
15	議 案 第 8 号	座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例について
16	議 案 第 9 号	座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
17	議 案 第 10 号	座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について
18	議 案 第 11 号	座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について
19	議 案 第 12 号	重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について
20	議 案 第 13 号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について
21	議 案 第 14 号	過疎地域自立促進計画の変更について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成26年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 大城晃議員及び2番 金城勝英議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月14日までの3日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成25年12月18日～平成26年3月14日まで

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 12月25日 | 例月出納検査結果報告書（村長、議長に提出）               |
| 1月 9日  | 南部地区市町村議長会役員会（パシフィックホテル）            |
| 1月12日  | 成人式                                 |
| 1月20日  | 那覇港港湾機能再編計画見直しに関する要請（那覇港管理組合）       |
| 1月27日  | 例月出納検査結果報告書（村長、議長に提出）               |
| 2月12日  | 町村議長会役員会（自治会館）                      |
| 2月14日  | 那覇空港国際線ターミナル開港式典（那覇空港）              |
| 2月18日  | 町村議長会定期総会（自治会館）                     |
| 2月19日  | 離島市町村議会議員研修会（自治会館）                  |
| 2月20日  | 町村議会議員研修会（南風原町立中央公民館）               |
| 2月21日  | 南部離島町村長議長連絡協議会（県議会議長への要請）（定例会・自治会館） |
| 2月26日  | 例月出納検査結果報告書（村長・議長に提出）               |
| 3月 5日  | 全員協議会                               |
| 3月 8日  | 国立公園指定記念式典・祝賀会（自治会館）（かりゆしホテル）       |
| 3月 9日  | 国立公園指定記念除幕式・祝賀会（座間味離島振興総合センター）      |
| 3月11日  | 三校卒業式                               |
| 3月12日  | 平成26年第1回定例議会                        |
| 3月13日  | 平成26年第1回定例議会                        |
| 3月14日  | 平成26年第1回定例議会                        |

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから3日間よろしく申し上げます。

行政報告の前に一言お礼を述べさせていただきたいと思います。去る3月5日、サンゴの日に私たち座間味村を含む座間味村が国立公園に指定をされました。この間、いろいろな方々の御尽力によりまして、環境省の御理解を得たというふうに思っております。村民はもとより、議員の皆様にも大変お世話になり、また盛大な式典、祝賀会を挙行することができましたことを心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。またこれからも観光行政をしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは平成26年第1回座間味村議会3月定例会行政報告でございますが、お配りしている資料のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

### 行 政 報 告

平成26年3月12日

平成25年第4回座間味村議会定例会（平成25年12月18日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

平成25年12月20日	ウィルコム沖縄 仲本社長面談 慶良間諸島水中映像制作審議委員会
12月23日	金城OCVB東京事務所長面談（東京）
12月24日	環境省廃棄物対策課長面談（東京） 中央環境審議会答申（東京）
12月25日	茨城県かすみがうら市視察 ～26日
12月27日	御用納め（年末村長訓示式）
平成26年 1月 1日	村民向け村長年始挨拶
1月 2日	船舶初興し
1月 3日	生年合同祝い
1月 4日	仕事始め（年始村長訓示式）
1月 5日	座間味老人クラブ新年会 沖縄県文化芸術による地域活性化事業「劇団うない」座間味村公演
1月 6日	仕事始め（年始村長訓示式）
1月 7日	アイラス株式会社 越智部長来訪（事故状況報告）
1月 8日	沖縄県市町村長研修会・新年会
1月 9日	南部地区関係団体合同新年懇親会
1月10日	朝日放送ラジオ 出演 消防出初式
1月11日	新春阿嘉大橋トリム大会
1月12日	座間味村の成人式
1月13日	ホエールウォッチングフェスタ オープニング

平成26年	1月16日	沖縄ツーリスト 東社長来村 観光講演会開催 ホエールウォッチングフェスタ安全祈願
	1月17日	JTB総合研究所 来訪
	1月20日	国立公園指定記念式典準備委員会 那覇港管理組合要請
	1月22日	企画調整課にて謝花部長、稲福課長面談 (沖縄県振興審議会) FM21ラジオ出演
	1月27日	オリオンビール新垣専務面談
	1月28日	須磨海浜水族園 (神戸市) 表敬 沖縄ナイト イン大阪
	1月29日	沖縄ナイト イン東京
	1月30日	県交通政策課事務調整 (一社) 沖縄離島応援団金城理事長面談 企画部長面談
	1月31日	沖縄振興会議 沖縄振興市町村協議会
	2月 3日	環境省座間味事務室 事務所開き 船舶建造委員会視察 ～7日
	2月 7日	沖縄県振興審議会
	2月13日	BeerPal×モンベル イベント ～16日
	2月15日	島フェス2014参加
	2月17日	キリンビールマーケティング来村 (国立公園指定記念広告・記念缶) 沖縄県環境衛生課来訪
	2月18日	五藤光学 五藤社長来訪
	2月21日	南部離島町村長議長連絡協議会
	2月22日	座間味村産業まつり・福祉まつり 宜野座村商工会来村 (講演) 座間味郷友会 (国立公園を祝う新春懇談会)
	2月25日	座間味中学校校舎建設検討会議
	2月26日	沖縄県離島海運振興 (株) 取締役会 JTB打合せ
	2月27日	県消防防災課事務打ち合わせ 国立公園指定記念式典 最終調整会議 町村会定期総会 琉球新報フォーラム (国立公園指定記念) パネリスト
	2月28日	米国大使館公使・在沖米国総領事館領事来村
	3月 1日	しながわ水族館 国立公園指定記念ミニイベント 国立科学博物館 シアター360視察
	3月 2日	琉球大学下地教授来村

平成26年 3月 5日 国立公園指定告示  
東京・池袋 サンゴの日イベント参加  
3月 7日 水道広域化シンポジウム パネリスト  
3月 8日 慶良間諸島国立公園記念式典・祝賀会（那覇）  
3月 9日 石原環境大臣来村 慶良間諸島国立公園 記念碑除幕式・村民祝賀会  
3月11日 村内三校卒業式  
JALパック面談

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではお手元にお配りをしておりますが、読み上げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 平成26年度施政方針

### 1 はじめに

本日平成26年度の予算案を始めとする諸議案の提出にあたり村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年5月の村長選挙で村民皆様の負託を受け、村長に再選させていただいた平成25年度に、歴史に残る国立公園の指定を受けることができましたことは私にとってもたいへん意義深く志を新たにします。今回の慶良間諸島国立公園の指定は環境省を始め、長年にわたり自然を守り続けて頂いた皆様のご尽力の賜物であり心から感謝の意を表します。

さて、本議会において、一括交付金を始めとした事業の展開を進めていくため、予算案等の審議をお願いするところですが、議案の中には消費税率の引き上げによる条例の改正を提案しております。この条例の可決により村民の生活に与える経済的負担はございますが、私の公約であります「地域力を生かし、住民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村にするために！」の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

#### 1 「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、離島における住民生活への影響が懸念されますが、平成24年度から実施されている一括交付金を活用した観光産業の活性化や雇用の創出を軸として事業の推進を進めてまいります。

国立公園に指定されたことにより、多くの観光客の来訪が望めますが、その反面、環境保全や、防災・防犯対策の充実による安心、安全の確保も必要となってまいります。環境省から派遣される自然保護官や関係機関と協力し、環境保全に取り組むとともに、安全で安心な村づくりを推進してまいります。

平成26年度当初予算は、村道座間味阿佐線の道路改良工事、公営住宅の整備、座間味中学校の校舎改築

等により前年度当初予算を大きく上回っており、財政健全化団体を脱したとはいえ、その財源の確保に苦慮する厳しい予算編成作業となりました。前年度に引き続き、全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行ってまいります。

次に重点施策の概要について申し上げます

## 2 平成26年度の主要施策の概要について

第1に、「行政一般について」申し上げます。

4月から村長部局においては、より一層充実したサービスを提供するため、組織の見直しを行います。

また、国際交流員（CIR）を招致し、外国語に対応できる人材を育成することで外国人観光客の誘致を図ります。環境面におきましては国立公園にふさわしい環境づくりを目指し、ちゅら島づくり条例の制定と、環境目的税導入による課題と効果についての再検討を図ってまいります。防災面におきましては、老朽化している新庁舎建築計画を進めるとともに、平成26年度も引き続き防災行政無線システムの強化を図ります。戸籍データにつきましても4月からの電算化により、大切な財産である戸籍の情報を災害がおきても複製することが可能となります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスについては、昨年11月に地域包括センター保健師を正式採用し保健師2名体制が確立されました。高齢者や身体障害者に対する相談業務を更に充実させこれまで以上にきめ細やかな福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、座間味偕生園の開所に伴い利用できるサービスの種類が拡充された事から本島施設から戻られた利用者もおり、介護が必要となっても高齢者が島を離れることなく地元で生活ができる体制が整ってまいりました。引き続き協力支援を行い福祉の向上に努めてまいります。

更に障害者の社会活動の参加を目的とした雇用の場の確保や、奉仕活動の拠点づくりを村社会福祉協議会と連携しながら取り組んでまいります。

子育て世代の支援につきましては、昨年度に引き続き「高校生等生活支援事業」を継続し、安心して学生生活が過ごせる体制を築いてまいります。またかねてからの懸案事項であります保育所の開設につきましては、これまで調査や試験保育等により一定の方向性が見えてきましたが、財政事情や人材確保等の課題解決を進め、引き続き早期開所に向け取り組んでまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、各種健診事業において本村は他市町村と比べ受診率は県内でもトップクラスとなっており村民の健康への関心の高さが伺えますが、健診結果からは将来の重症患者予備軍も多く見受けられます。そのため保健師によるフォローアップを強化し、生活習慣の改善に関しての取り組みを強化してまいります。また、日常生活のストレスや経済的な要因から、メンタルケアを必要とする住民が本村でも増加しており、正しい知識と周囲の理解のため、専門家による講習会や勉強会の充実を図ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業は観光産業であります。しかしながら、平成20年より観光入域客数の減少が続

いていたため、県内外での各種イベントへの出展や観光大使と協働した広報活動を実施してまいりました。

引き続き、新たな観光メニューの開発や観光情報の効果的な発信など、一括交付金を活用して取り組んでまいります。

また、多言語情報の整備等を積極的に行い外国人観光客の誘致に取り組むとともに近年増加傾向にあるクルーズ観光船の受け入れのためのインバウンド対策にも取り組んでまいります。

農林水産業については、これまでも一括交付金を活用し水産業活性化に努めてまいりましたが、引き続き直売施設等施設整備の支援を行ってまいります。

また、市場が那覇にあることから生じる水産物や家畜等の船舶運賃の助成や産業まつり等を開催することで、村内6次産業化を推進し生産意欲の向上を図ってまいります。

第5に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線の改良工事につきましては、継続事業として実施してまいります。工事に伴いご不便をお掛けすることになりますが、平成28年度の竣工をめざし整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。慶留間港につきましては波除堤の整備を引き続き県に要望してまいります。

座間味港、阿嘉漁港及びケラマ空港は、島と本島を結ぶ海と空の玄関口であり、島を印象づける重要な空間であることから、観光立村にふさわしい、夢のある表玄関の創出に向け、努力してまいります。

第6に、「公営住宅整備について」申し上げます。

公営住宅は、村内で64戸整備されていますが民間賃貸住宅等が少ないことから若年層の住宅困窮が課題となっております。入居希望が多数世帯あることも踏まえ、低廉で良質な村営住宅を本年度は、繰越事業となった阿佐地区とあわせて阿嘉・慶留間地区においても整備を進めてまいります。

第7に、一般廃棄物の処理について申し上げます。

可燃ごみの処理については、引き続き那覇市及び南風原町の協力により委託処理を行ってまいります。また、本年度は、座間味クリーンセンターに生ゴミを効率よく堆肥化できる生ゴミ処理装置を設置し、衛生的なクリーンセンターの環境づくりに努めるとともに、堆肥化による農業振興を図ってまいります。

第8に、「環境の保全について」申し上げます。

本村の恵まれた自然環境は、村づくりにおいて欠かすことのできない貴重な資源であります。

このたび、国内では31番目となる「慶良間諸島国立公園」に指定されました。

今後は公園計画に基づく保護施設、利用施設等の受け入れ態勢の整備やエコツーリズム推進法に基づく条例の整備についても、環境省はじめ関係機関と連携し取り組んでまいります。

第9に、「簡易水道事業について」申し上げます。

海水淡水化施設については、平成25年度事業にて2基目が完成し、日量200トンの造水が可能となりました。今後の渇水対策時にも安定して水を供給できるはこびとなり、村民の皆様が安心して経済活動を行える環境を整えることができました。

また、水道事業の広域化につきましては、平成25年度より沖縄県の補助を受け、水道広域化実証事業を進めております。引き続き平成26年度におきましても広域化実証事業を行い、早期に広域化が実現できるよう関係機関に働きかけを図ってまいります。

第10に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道については、接続率の向上を図ることで環境保全に努めるとともに、料金の適正な徴収により経営の健全化に取り組んでまいります。

座間味浄化センターについては、設備の経年劣化に伴い毎年増え続ける修繕費等の経費が、経営を圧迫していることから、平成25年度より国庫補助事業にて長寿命化計画策定事業を実施しております。平成26年度におきましても機器更新に向け実施設計業務を進め、効果的な設備の整備計画を構築します。

第11に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業については、高速船の買い取りにより負担していたリース料金を解消することが出来たため経営が安定し、平成25年度決算においては黒字へ転じることが見込まれております。また、県の一括交付金事業より島発運賃の割引を実施しておりますが、車両運賃につきましても村の一括交付金事業を活用して自動車航送運賃低減化事業を実施し、村民の生活負担を軽減することができました。引き続き同事業を進めてまいります。

新造船の建造については、平成25年度に船舶建造委員会を設置し、建造計画策定を進めて参りました。平成26年度には建造に向けて国へ申請を行い、平成28年度を目途として就航に向け取り組んでまいります。

また、未収貨物運賃等の徴収を徹底し、経営の健全化に努めるとともに、村民及び観光客へのサービス向上に努めてまいります。

第12に、「教育について」申し上げます。

教育においては、離島へき地校の特色をいかした教育プログラムの充実を図り、効果的に機能する学校現場の構築に向け支援してまいります。

慶良間諸島国立公園指定を受け環境教育の充実にも力を入れてまいります。

多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成のため、外国語指導助手の配置や気候、風土、文化、産業等異なる環境に触れることができる海外ホームステイ事業や孀恋村交流事業を実施してまいります。

また今年度は、3年に一度の修学旅行実施の年となっており県外における学習の場を中学生に提供いたします。

座間味中学校の校舎改築につきましては、本年度予算の大きな部分を占めておりますが、改築を行うことで、安全で快適な学習環境の実現を目指します。

以上、平成26年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、平成26年度当初予算については、

一般会計において、23億144万1千円

特別会計において、8億4,791万5千円

総額は、31億4,935万6千円の規模となっております。

今回の慶良間諸島国立公園指定は地域の活性化が期待できる一方で、消費税増税による景気の不透明感もあり、本村を取り巻く環境は依然として楽観できるものではありません。

このため、社会経済情勢の変化等に的確に対応しつつ、諸施策が効率よく展開できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月12日

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで施政方針は終わりました。

日程第6. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それでは、久々のトップバッターでの質問になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1つ目、慶良間諸島国立公園指定について。去る3月5日、国立公園指定、8日、9日記念公園パーティー等、本村にとって大変すばらしい船出をすることができました。改めまして、皆さん、本当におめでとうございませう。また、執行部につきましては、指定に至るまでの事務的なプロセス、決して表に出る部分ではありませんが、皆様の努力があつてなした部分も非常に大きいと思つておりますので、こちらでも改めまして大変御苦労さまでございませう。それでは質問のほうに入らせていただきます。慶良間諸島国立公園指定に伴い、座間味村としての新たな取り組みを各課伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの宮里祐司議員の御質問、まず総務課のほうからお答えさせていただきます。総務課といたしましては、本日提案させていただいております、環境美化等に関する条例の制定や増加が見込まれます外国人観光客に対する語学の対応のために、国際交流員を招聘いたします。また、環境美化保全を推進するに当たり、その財源となる環境目的税に関しても再度検討を進めてまいります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。どうでしょう、一課一課ずつ、順序よく…。

○ 議長（中村秀克）

一旦全部聞きますか、1人ずつと。

○ 7番（宮里祐司議員）

そうですね、それでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

産業振興課の取り組みについて答弁したいと思います。産業振興課では、一括交付金を活用しまして、これまで県内外でのイベント出展や宣伝広報活動等を実施してまいりましたが、さらに座間味村ピーアールのため、県外アミューズメント施設での誘致活動の実施、またテレビなど、メディア、鉄道、車両や路線バス

への宣伝広告等を行うと同時に、プロモーション映像等を作成し、効果的な情報発信を行い、島のピーアールや誘客促進を図ってまいります。次年度は、羽田空港において渡嘉敷村との合同の広報活動を予定しているところがございます。また村の玄関口であります港に放置されている廃船、廃車などについても、住民協力のもと片づけ等を行い、受入態勢の強化をやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

では、ただいまの質問にお答えします。公営企業課の取り組みとして、公営企業課といたしましては、今後国内外からの観光客がふえることが予想されますので、船舶運航業に関しまして、発券窓口職員と船員の接客サービス、マナーのあり方等の取り組みを行い、受け入れ窓口の体制づくりを徹底いたします。また、各旅行社との連携を図り、日帰り商品を見直して、島内滞在できる商品開発をお願いし、宿泊客がふえるように取り組みます。現在進めておりますフェリーごまみの代船となる新造船建造につきましても、今月、3月中には要目等が決定いたしますので、平成28年度就航に向けまして多少の荒天時にも快適な船旅ができるような船が完成するよう努めてまいります。

水問題に関しましては、夏場の需要に対応できるよう、各水源の状況を確認しつつ、海水淡水化施設を活用し、断水が行われないよう安心、安全な水を提供できるよう取り組みます。

また、下水道事業につきましては、座間味処理場の施設が老朽化しており、施設更新が必要となるため、長寿命化計画を策定しています。今後におきましても、施設の更新を進め、放流水の水質管理を徹底し、河川、海の環境が悪化しないよう取り組んでまいります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは住民課の取り組みについてお答えいたします。多くの観光客の来訪が見込める中、住民課としましては、第1に集団感染による病気の蔓延が心配され、特に新型インフルエンザについては地域事情や特性、そして観光客も対象とした座間味村新型インフルエンザ行動計画書を策定いたします。また外国人への医療機関の案内として、県が策定しました多言語の医療案内パンフレットを役場、観光案内所、民宿等に常備配置できるよう県から必要部数のパンフレットをいただけるよう取り組みます。なおまた、観光客向けの一時的預かり保育ニーズもふえることが思われることから、現在進めている保育事業とあわせて、よい方向性を出せるように取り組む予定です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

おはようございます。教育委員会、よろしく申し上げます。教育委員会においては、離島僻地の特性を生かした教育活動を推進しています。各学校においても、既に総合的な学習の時間の中で支援的な体験学習をやっています。例えば鹿の研究だったり、サンゴ学習だったりをしております。今回、慶良間諸島の国立公園指定に伴い、学校、教育委員会では地域の教材と地域の人材、専門家をさらに活用し、生きる力を育て、環境教育を推進したいと考えております。また学校現場では、学校教育の中でも取り組み、さらに観光教育を充実させたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

私のほうからも一言答弁させていただきます。今、各課担当課長のほうから取り組みについて答弁させていただいたんですが、お聞きになったように各課にまたがりまますので、それぞれの課がばらばらでやっているとなかなかまとまらないということもございますので、新年度においては、この国立公園に当たってどのような取り組みをするのか、何をしなければならないのかということをやするためのチームをまずつくって、取り組みをしていきたいと思ひます。誘客であったり、一方ではまた保全であったりということもありますので、職員の資質も含めて、そういうことでやっていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。一番最初のは何の答弁だったかは忘れてしまったんですけども、一つ一つかいつまんで、私がちょっとそこに力を入れてほしいという部分から、また再度質問させていただきたいと思ひます。

まず総務課のほうですけれども、C I R（国際交流員）の配置、あと環境目的税というのが非常に今、私の中で印象に残っているんですけども、導入ですね、いつごろそれを配置できるのかというめどでも構いませんので、教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

まずC I Rのほうからお答えさせていただきます。実はC I Rは4月からの配置を予定しておりましたが、3月7日の夜、あっせん先である交流推進課から本人の不参加の申し出により参加できないと、急な申し出がございまして、7月、8月には来日に向けて調整できるという答えをいただいております。

それからもう1つの御質問、環境目的税の導入の予定日なんですが、これは慎重に検討していきまして導入の日を決めたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。C I R（国際交流員）の導入につきましては、非常に急務ですので、窓口で結構対応できない方々がふえてきておりますので、観光協会が事業主体となっている、いわゆる英会話教室ですね、それとも連動した、うまくいつながりを、こちらを早急に導入していただきたいと思ひます。

あと、環境目的税に関しましては、これまでもさまざまな経緯があると思ひますので、総務課長がおっしゃったように、慎重に検討をぜひ進めていただいて、私個人としては、導入したほうが良いと思っておりますので、ぜひこちらも一日も早い導入をさせていただきたいと思ひます。

次に産業振興課のほうですね、ピーアール活動は大変すばらしいと思ひます。羽田空港というのは1つの玄関口としてはすばらしいと思ひます。今後そういうふうにな田空港だとか、あと逆に海外のほうに飛び出して、ハワイだとか、その辺の空港にピーアール活動をしたりですね、今、那覇空港にありますよね、海外のリゾートホテルの、エスカレーターで降りたら必ず、何で沖縄なのにハワイの宣伝をしているのかなと、私は非常に不満に思ったんですけども、あれを逆に座間味村として海外リゾートとか空港でやっちゃうというのも手だと思いますので、そこまで大きく広げてですね、でも小さいことからでも構いませんので、導入、前向きに検討していただきたいと思ひます。

あと放置車と放置船舶に関しまして、今まで、いつごろ何をやったとか、そういうふうな実績ですね、去年もちょっとされていたと思うんですけども、簡単で構いませんのでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

港に放置されている船舶、特に船舶が多いんですけども、それについては昨年でしたか、1カ所に、座間味港については1カ所に集めて、それから港湾の、使用されていない船舶も含めて、そういう片づけをしておりますが、それ以外に車両が、これは座間味の港、それから阿嘉漁港周辺にも、いまだに残っている状況ですので、一部につきましては、ことし入って個人の方と、それと専門業者が入りまして何か片づけておりますが、まだ片づかない状況でありますので、こういうものを片づけていきたいと。もちろん住民の協力を得て整理整頓をしていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。去年その放置車両、放置船を移動しているところに、観光事業所に連絡が来たのは実は同じ観光業者だったんです。こういう、役場からの音頭もあるのでぜひ皆さんでやりましょうという、こういう取り組みが非常に大事だと思います。行政がやりなさい、やりなさいではなくて、同じ民間を動かして、自分たちの責任でやりましょうという、そういう流れを今後も取り入れて、それが本来の形だと思いますので、ぜひ完全に100%なくなるようにお願いします。

あと我々も含めて、住民は非常に期待していると思うんですが、環境保護活動の事業はですね、施設整備事業、国立公園になりましたので、今後環境省の予算事業で予定があるのか、できるのか、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

国立公園指定に伴って、環境省も座間味村、あるいは渡嘉敷村のほうでいろんな施設整備、保全活動をこれから計画されているようなんですが、まず保護施設計画としまして、これはオニヒトデによる食害等からサンゴを守るための自然再生施設とか、あるいは利用施設ということで園地、それから展望施設、野営場、博物展示施設等、それぞれ計画されているようですので、環境省と連携して取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。こちらのほうは、ぜひ担当課、課長、環境省とのやりとりで改善が必要な施設もありますし、今後急を要するいろんな保護活動もありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、公営企業課ですね、船舶窓口の教育に今後取り組んでいくということでしたが、船員のほうもなかなか笑顔に苦慮していて、去年でしたか、水着での乗船は御遠慮いただきますと、何か英語で表記、書かれていたんですけども、どうもこの表記が、外国人がみんな笑いながらその前で写真撮ってピースしているんです。これは何でそんなにおかしいことを書いてあるのかと疑問に思っていたんですけども、外

国人的な英語訳でいくと非常に面白い表記になっていたということもございましたので、しっかりとそこも船員に対して、セオリーどおりの英語で、イングリッシュで構わないと思いますので、検証してしっかりと注意事項も載せるようにしていただきたいと思います。

あと水問題ですけれども、海水淡水化プラント、2機目、もうこれは導入されたんですか、いつ設置が済んだんですか。答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

お答えします。海水淡水化2機目については、もう完成しまして、検査も終わっております。それで現在ダムが87%とふえていますので、今現在は不備がないか試験運転をしながら確認しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変ありがとうございます。昨年導入したにもかかわらず、やはり水不足になってしまった部分の経緯も踏まえますと、貯水率が何パーセントになったら稼働するかというのも、ことしはしっかりと精査していただいて、どのぐらいから稼働するということは今の時点で決めておいていただきたいと思います。いい施設ですので、評価されるように、課長ひとつよろしくをお願いします。

あと新造船の件、先ほどお話いただいたので、いわゆる就航の予定日大体決まっていると思いますけれども、もう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

フェリーにかわる新造船については、現在、昨年から建造委員会にて視察を含め、いろいろと検討しているところではありますが、今月、3月終盤に最終的な要目を決定しまして、それから4月から申請が始まります。そして最終的に竣工目標として平成28年6月をめどに、逆算して今進めております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。建造委員会の中でいろいろな議論がなされていると思いますので、ぜひ主要要目も含めて、しっかりとしたいいい船をつくるように心がけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして住民課ですね、そうですね、私もこれからナショナルパーク、国立公園になりましたので、いろいろな国の方々がいらっしゃるということで、病気の、いわゆるパンデミックのこと、私も頭からすっかり抜けていたんですけれども、インフルエンザ対策の際にパンデミック対策としていろいろなことが法制化されていたかと思いますので、インフルエンザ以上の、もっとひどい病原体だとか、蔓延というのが懸念されますので、そういった内容はもちろん、先ほど調整監がおっしゃったように、横のチームのつながりでもっと議論をしていただいて、あと極端な話をすると、もしかすると精神障害者でもそうですし、薬物中毒、そういうのも可能性としては十分に考えられますよね。そういった対策をどうするのか。村の駐在、あと県警、那覇署との連携とか、そういう部分もいろいろ出てくると思いますので、ぜひそこはひとつ住民課のほうもパンデミック、病気ということで対策していただきたいと思います。

あと観光客の一時預かり保育の部分に関しましては、保育事業として、後半の一般質問に上げている託児

所設置で質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと教育委員会ですね。今現在、確かに鹿、サンゴの研究、本村でしかない教育の事業だと思いますので、大変素晴らしいと思います。あと環境省の事務局ができますので、例えば知床のほうだとか、あそこは世界自然遺産ですので、環境省の大きな施設があるんです。そこで地域の学校に限らず、道内のいろんな小中学校、高校がどんどんバスで入ってきて、その施設の中で半日間研修しているというのが、私が非常に驚いたのはそこだったんですけども、やはり自分たちの自然資源にまだしっかりと気づいていない地域の方々というのは非常に多いですので、座間味以外の環境省の施設でどのような取り組みが行われているかとか、その環境教育も含めて、環境省のほうにぜひ要望して、教育委員会の事業として取り組んでいただけたらと思います、よろしくお願ひします。

あと調整監のほうですね、チームは非常に大切だと思いますので、これはすぐ立ち上げるんですかね。スキームだけ簡単で構いませんのでお聞きしてもよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

4月から組織が変わります。ということで、課は横断しやすくなります、課が少なくなりますので。そういうことを考えますと、そうですね、5月ぐらいにチームの立ち上げができると思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。皆さんありがとうございます。スタートしたばかりですので、指定がスタートです。これからどういうふうにして、いかにピーアール活動を含めて村内の受け入れ側の問題、対応が課題になってくると思いますので、1年、2年だけはお客さんがふえて、それから尻すぼみで観光客が減るといったことがないように、今まさにその取り組みの話をさせていただいておりますので、ぜひ村民と一体となって国立公園指定がプラスになったと言われるような事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは2つ目、離島児童学生支援センターについて御質問したいと思います。県教育庁は2015年4月の利用開始を目指し、年明けにも着工するとしているが、進捗状況を伺いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ただいまの宮里議員の御質問にお答えします。沖縄県教育委員会は、高校の離島出身者の経済的負担軽減を図るために、離島振興に資するため高校進学する際の生徒の学生寮と、小中校生の交流の拠点の場として、離島児童・生徒支援センターを整備し、平成27年4月オープンに向けて取り組んでいます。その進捗状況を示しますと、まず建築の設計に関しては12月に完了しています。建築工事に関しましては2月から工事発注の準備を行い、今月下旬ごろに契約して、平成27年2月に完成予定です。それから完成の後の入寮生の募集というんですか、それを説明しますと、平成26年6月ごろから地元説明会を開催し、同時に6月から募集も開始する。12月中に内定し、3月ごろに入居者を決定するスケジュールとなっております。会計条例や規則については9月の議会に提案することとなっております。以上、説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

一般質問の内容、2017年4月の開始ですよね、文章がちょっと、一般質問通告書の年度が違っていませんね、すみません。これは「2015年4月の利用開始」と書いていますけれども、「2017年4月の利用開始」ということです。

はい、わかりました。じゃあ予定どおりということで、平成27年2月に完成して、4月1日からは入所できるということで、予定どおりということですね。わかりました。ありがとうございます。本村におきましても、やはり15の春じゃないですけども、ずっと課題でありましたので、これで1つまた解決できるということで、わかりました。ありがとうございます。

それでは3点目、託児所設置について。これまでの進捗状況と新年度の計画をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮里議員の進捗状況と新年度の計画についてお答えします。託児所の開所に向けては、これまで試験保育、意見交換会、関係機関との調整はほぼ終えて、現在、村在住者の有資格者、免許保持者の調査を残すのみとなっております。これまでの取り組みにおいて、託児所開園においてはさまざまな規制や条件があり、やはり補助財源が有利な保育事業はハードルの高い状況でしたが、近年、国も待機児童解消に乗り出し、規制条件も緩やかになった背景を受け、村の条件に見合った保育体制を固めるところまで作業は進捗しております。新年度の計画としては、保育体制の最終決定を行い、財政に与える影響と財源等の見込み、有資格者の人材確保の3点の課題が残っていることから、これらを解決できるように今計画しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。まさにその課題の部分が大変重要になってくると思うんですが、有資格者も1つ課題にはなると思っています。今実際、座間味幼稚園のほうでも有資格者の問題が出てきております。あと財源の部分ですね、そちらの確保が非常に難しくなってくると思うんですけども、例えばニーズ調査で別の、よその託児所では夏場に預けて、冬場には仕事も暇になるので、そのときは自分で見たいというニーズも結構あったんですよ。そうすると財政面でいくと、夏場だけの需要のために財源を入れなければいけないという、非常に事業自体が崩れるような状況になると思うんですが、そこら辺のニーズ調査というのは、今現状としてどんな感じですか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今、宮里議員がおっしゃるとおり、お母さん方と意見交換会を、阿嘉も含め、座間味も何回かささせていただいて、我々としては保育所開所に向けて県へまずは申請を行って、許可をいただくという中で、年間を通しての定員数というのがあります。それを割ると許可を取り消すという状況で、そのお話をさせていただいて、年間を通じての開所を我々は目指しているの、預ける側も年間を通じて申請して預けてくれという話をさせていますが、最終的な結果といたしまして、年間にかかる費用、保育料ですね、その結果がどのお母さんからも口々に出てですね、保育料によっては現状のままがいいということになりますし、低廉であれ

ば年間通してしっかりと預けたいという意見もあります。年間通して預けてというのは少数の意見でして、そこで言う財源の問題ですね、これについてしっかりと詰めないといけないなという状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。もちろん観光客の一時預かりとも連動してきますので、しっかりとそこは親に対してもわかっていたるように説明をしなければいけないし、あと保険だとかそういう問題もしっかりと託児所であれば完備されていて、ある程度の保障もできていますよと、しっかりとした施設ですよということは前もって伝えて、ぜひ年間を通して預けてくださいと。その中でいろんな環境教育だとか、時間時間で英会話教室じゃないですけども、そういった部分を入れていけば私は年間として預けるんじゃないかなと思いますので、そこもぜひ提案しながら行っていただきたいと思います。

あと有資格者ですけども、どうですか、今、座間味幼稚園のほうはなかなか見つからない状況ではあるんですけども、託児所に関しては見つかりそうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

保育士の資格については、保育園、認可外、小規模、僻地保育園に関しても最低2人という条件があります。今のところ村のほうでは1名の、座間味においては保育士がいるのは確認しております。そのほか、意見交換の中でどこどこのお母さんが持っているということで、今のところ阿嘉島も含めて、3名の保育士がいるというのは確認しておりますが、この方々が将来保育所を開園した場合に、職につくかというのはこれから詰めるところであります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。そちらも結構難しい問題になると思いますけれども、ぜひ村のために一肌脱いでくれないかということで要望していただきたいと思います。

あとハード的な要因なんですけれども、今の現状で、恐らく改造、改築しなきゃいけない部分だとか、あとスペースの問題とかあるんですけども、そこら辺はどのようにお考えになっておられますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今、座間味島のお話なんですけど、予定している場所においては、やはりまずスペースについては、広さについては建築士の方にも実際診断してもらったところ、スペース的には問題ないと。ただし、死角が多いということと、ドアの取り付けが引き戸でないということでありましたので、あと水回りですね、高さの問題がありますので、その辺のハード的な改築が必要と。何よりも一番防災、火事が発生した場合に逃げる非常口ですね、これは2方ないといけないということになりましたので、今のところ入り口1カ所しかありませんので、これにかかる改築が多いのかなということと、もう1点。遊び場の問題については、保育所というのはそばに園地があって遊んだりするんですけど、今回我々が予定している小規模保育というんですけど、変わって近くに公園等があれば、そこを代替地として遊び場としても見られるという県の見解もいただきましたので、スペース的には外とも問題ないと判断しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、中の改造の部分はどうしてもやらなければいけない部分だと思いますし、あと施設、遊具に関しては今ある既存のヤマガワ公園ですか、あそこの施設も使いながら、あと周辺でも今後探せば近くにもあるんじゃないかと思しますので、そこもなるべく園から近く、託児所から近くのほうがいいと思います。そこも検討していただきたいと思います。

あと今、座間味だけの話なんですけれども、この後これが開所したら、阿嘉、慶留間の話になってくると思います。阿嘉、慶留間についてはどのようにお考えですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

阿嘉、慶留間についても、座間味同様にいろいろ調査、阿嘉のほうからも実際にみつしまに乗って通園させて、試験的なこともさせていただいたんですが、やはり船で来るというのはリスクが非常に高いということもわかってきました。阿嘉島においては、需要の観点から2010年、2年前から施行した法律で、たしか家庭的保育所という、かなりいい制度ができておりますので、阿嘉島についてはこの制度を取り入れて、既存の保健センターの施設の中で、これについても保育士の問題がありますが、確保して実施できないか、今検討しているところです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。たしか2010年、今の総務課長が住民課長のときに認定こども園でしたか、そういうふうな事業名で一家庭で何人まで見られるという制度がたしかつくられたと思いますので、そういうのをぜひしっかりと活用していただいて、きのう阿嘉のほうに所要で出かけたんですけれども、小さい子供たちが遊んでいるのが結構目につきましたので、今後そういう制度があれば、子供をもっと産める環境整備ということで、人口がふえるかもしれません。それもうまくリリースしながら、しっかりこういう予定ありますよの広報はしっかりとしていただきたいと思います。

最後に、今、託児所はゼロ歳児から3歳児までなんですけれども、そのあとの需要、ゼロ歳児から3歳児はまた4歳、5歳、6歳になるとどんどん上に上がっていきますから、今預かれる人数には限度が出てくると思いますので、3歳から6歳児の託児所じゃないんですけれども、できれば座間味幼稚園の延長保育、そういったものも依頼したいなと思うんですけれども、これはまた別になってしまいますよね、ちょっと一言課長いいですか。今後、確実に託児所が開所できれば、その上の持ち上がりの部分として、託児所に要望が出てくると思うんですけれども、よろしいですか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ただいまの御質問にお答えします。今、教育委員会は幼稚園教諭を探すのに一苦労しています。今回面接あったんだけど、あと2名まだ見つかっておりません。そういう状況がずっと続いています。だから園外保育に関しては、今のところどうかなと考えているところです。将来的には必要かもしれないんですけれども、これからまた村長部局と調整しながら事業を進めていけたらいいなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。今現状の教員不足の実情を私も把握はしておりますので、今御質問させていただいたのも、ちょっと内容は知っているんですけども、ただ確実にゼロから3歳児が始まると、その上が出てきますので、その有資格者、幼稚園教員の人材をどう確保するかというのが具体的に案を出していかないと、何が問題なのか、何で来ないのか、報酬なのか、待遇なのか、あと住む場所なのか、課題はもう既に把握していると思いますので、そこをどのように改善するかということですね、今の段階からぜひ詰めていただいて、執行部の総務課のほうとも、あと住民課のほうとも、横のつながりですね、会議、議論していただきたいと思います。ぜひ前向きではなくて、導入するようによろしくをお願いします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで宮里祐司議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おはようございます。先ほど宮里議員のお話にもありました、村長のお話にもありましたけれども、国立公園の指定おめでとうございます。

私の一般質問は、マダニの被害予防策についてということで質問をしておりますが、住民課長にはこの間資料を渡しておりますので、100%ちゃんと答えていただけるものだと私は確信しておりますが、大丈夫ですか、住民課長。では質問に入ります。ここにも書いてありますけれども、今、阿嘉、慶留間、座間味もイノシシが入ってきて、だんだん人間の居住区域に近づきつつありますので、その中で今、マダニの問題というのに私危惧しているんです。これはなぜかといいますと、去年1月にマダニに咬まれて死亡するという報告があったときに、九州でパニック状態になったことがありましたので、それで私はこれまで鹿とかイノシシの件は産業振興課から聞いていたんです、公園区域とか農業被害とかということで聞いていたんですが、マダニを持っているイノシシ、鹿がいるということで、住民の健康被害等に対して、予防策ということで住民課に聞くようにしたんです。阿嘉の学校のほうは鹿対策で何年か前に教育委員会のほうでやっていただいたので、対策していただいたので、子供たちの教育、花を植えるための教育、あとグラウンドでの圍場鋼ホジコウですか、そのための、いろいろ集まって鹿が入ってこないということで対策はできていますけれども、12月にも私質問しました、阿嘉の橋の下の公園区域、向こうに子供たちの遊具もあります。そこで何回も同じことを言っているんですけども、とにかく入れないように何とかしてくれということで、12月に話しましたがけれども、村長もじゃあ新年度の予算でということで、課長もそういう話をされていましたが、予算書を見るとそれが無いので、だからこうして加えて、前の担当課長が竹ぼうきを渡したという話にはならないようお願いしたいんです。このマダニというのは、どういう病原菌といいますか、そういうのを持っているかについては勉強しているはずですから、住民課長。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

マダニにつきましては、せんだつての勉強会でも資料をいただいて、その後、私ども住民課としては保健師とも確認をとって、その後、沖縄県の窓口であります南部保健所、国立感染症研究所のほうとも資料をいただいて、マダニについては日本全国に分布しているダニの一種なんですけれども、幾つかの種類があると。

その中の国内で起きた死亡事故につきましては、その中の1種がウイルスを持って、それが人に媒体して、それが死亡事故につながったということを確認しております。やはりダニについてはペットを含めて、犬、猫も含めて、野生にはかなり多くいることと聞いておりますので、しっかり正しい情報を村としては出していかないといけないということを確認しております。今おっしゃいました、金城議員からありましたマダニについては国内至るところに生息していると認識しておりますので、危険性は排除できないと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

余り詳しい話は今してもらえなかったんですけども、この感染症に関しては、重症熱性血小板減少症候群、略してSFTSというウイルスらしいですね。これを発症する病気らしいんですけども、これが発見されたのは2009年3月から7月にかけて、中国の中央部で原因不明の発熱症が集団発生したと。集団発生したことで調査が進められ、2011年に病原体ウイルスが特定されたということになっています。そのときに重症化した場合は死に至ると、中国での死亡率が13%とされているということで、これは2013年4月の資料なんですよ。日本では2013年1月に厚生労働省から感染事例が発生している報告がされた。そのときに2013年1月に発表されたんですが、その後、3月22日時点で日本での患者が8名確認されています。そのうち5名が死亡していると。というのは50%以上なんですよ、死亡しているのが。これはどういうところにそういうのが出て、どういうふうにして咬傷があるのかということですね、これは先ほど住民課長が話しされていましたが、日本国内には40種類もマダニの種類があると。えさはタヌキや鹿、イノシシ、熊などの野生動物の血液であると。熊といっても私ではありませんけれどもね。これはそういうものたちが歩いているところの草とか木、そういうものに移動している間に落ちたりなんかして、そこに潜んでいるんですね。これはまたいつまでも草にいと生きていけませんから、どうするかといったら、動物が歩きますと二酸化炭素の量が変わってくるらしいんですね。それとか歩きますと振動が起こりますから、そうすると自分たちが寄生できるものが近づいてきたということで飛びつくらしいんですね。ということは人間もだから、そういう草地とかに入っていきますと体につきますので、実際には阿嘉でもそういうことが、咬まれたとかという方がおります。この予防方法としては、マダニに咬まれないようにするというだけしか予防方法はないらしいです。何かを、虫除けスプレーをやったから咬まれないとか、そういうものかどうかはわかりませんが、とにかく咬まれないようにするという。ところが私がずっと言っているのは、子供たちがそういう場所に近づいていかなないようにするためには必要性がありますよという保護策を、何でもか知らないけれどもやらないと。だって子供たちが近づいていけないから、鹿が近づけるというのはおかしな話ですから、これについてももう公園管理じゃなくて、住民の健康保持のための対策としてどう考えるか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまのマダニの件についてお答えしたいと思います。やはり我々としても保健師といろいろ意見交換をさせていただきますと、発生のリスクの軽減策も考えないといけない。ですから今、おっしゃったように予防の周知についても住民課としては正しい情報を、データ、広報紙、健康だよりで発行してこうとは考えていますが、ある一定の距離を保つための重要と考えて認識しております。これにつきましては、住民課としてハードによります公園と境界の敷地に対してもハード的な施設によって、しっかりと境界を定め

ていかないといけないということで、ハードにつきましては公園の関係、あと大橋の下につきましては管轄が産業振興課になりますので、担当ともお話しして、ぜひフェンス、境界、ブロックまでやって要望は出していきますので、今回予算の件はいろいろあったと思いますが、引き続き住民課としては設置できるように、住民課としてできることもあれば、しっかり引き受けて対処していきたいと。何よりも今は住民に対して情報の提供をしっかりやっていこうかなと。あわせながら産業振興課ともしっかり連携して答えを出せばと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど保健師とも、国の機関とも感染症に関しての勉強をしたと話をしておりましたけれども、これははっきりいって、この病原菌が解明されたのは、最近の話なんですよ。はっきりいってインフルエンザと全く変わらないぐらいのスピードで解決しているかというところではないと思いますよ。ですから沖縄県に、ただこの病原菌が入ってきたとして、それで対処できるのかどうか。この辺も考えないといけないですよ。今から国立公園になったらどんどん入ってきますよ、いろいろ入りますよ、咬まれました。いや、原因不明ですねで終わらせてはいけません。実際、何でそんなことを言うかといいますと、座間味、私も前から申し上げていますが、公園、子供たちに遊具置きましたよね、そこに実際に鹿も入ってきますよ、皆さん夜中寝ていますからわかりませんが、そういうところにも来ます。それでこの鹿だけだったらまだこのエリアから出たり入ったりがないので、ウイルスが本当に入ってくるかどうかというのはなかなかわからないことなんですけれども、今現在、イノシシが入ってきています。このイノシシはもともと渡嘉敷にいたものではありません。日本本土から入ったイノシシなんですよ。ということは、これいると九州はこのウイルスによって死亡者が一番多いところなんですよ。ところが九州に生息していたイノシシがここに持ち込まれているということは、それにダニが、そのダニはウイルスを持っている可能性があるんですね。そうすると座間味、阿嘉に上がっています、イノシシ。ダニが落ちまして、これが鹿につきました。鹿が子供たちのいる公園、学校に落としていきます。子供たちが咬まれます、年寄りが公園へ行って咬まれます。抵抗力のない年寄りと子供がそういうところは一番利用していますのでね、抵抗力のない人たちが咬まれたらはっきりいって、もう原因不明で重症化する可能性が非常に高いんですね。だから村長もはっきり言いますが、いつも流すんじゃなくて、これは国立公園になっていますから、環境省とも非常に密接な関係をしております。環境省も、文科相もそうなんですけど、どうしても自然にいるものを、例えばケラマ鹿なんていうのも文化財に指定されていますから、簡単に排除しますではいけないので、その辺の観点からしてどういう対策ができるのかということ働きかけてもらいたいと思います。そしてこのマダニだけではないんですよ、前から話していますように。これはイノシシなんていうのは、人を咬んだりとか、人に突っ込んできますから、ここで人が出たりしたらどう対処するのかということを考えないといけないので、これについて村長の見解をちょっと。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろと御提言といいますか、御指摘をいただきました。まずマダニの問題の前に、鹿とイノシシに関してでございますが、その辺も含めてですね、先ほど役場ではプロジェクトチームをつくって国立公園に対する取り組みをしていきたいという話をさせていただきました。これはこれからの交渉になるわけですから、はっきりとは言えませんが、環境省もそこの中に入ってもらおうことができないかとか、その中でイノシシをど

うするんだ、あるいはケラマ鹿をこれからどうしていくんだということをまず話しする機会をつくれればと思っております。関係者に関しましては、これまでもケラマ鹿の調査等々はしていただきまして感謝をしているんですが、そのあと私たちはどのようにケラマ鹿とつき合っていくんだということまではまだ答えが出ておりませんので、その辺をしっかりとやっていく。その中でマダニの問題も含めて、いろいろな感染症の話も含めて議論ができればと思っております。それをじゃあさらにどうするかということになりますと、まだ答えがこれからという話になりますので、行政でできるところはしっかりとやっていく。私が今、すぐお答えできるのはそこまでだと思いますが、とにかく関係機関と協力しながら、国民の癒しの場として慶良間諸島国立公園はあるわけですので、安心して来られるような場所にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

住民課長にお願いしたいんだけど、先ほど私が話しました、どうやって広がっていくかという、マダニがね、直接人間だけじゃないんですよ。今、ペットで犬が多いですよ。犬は海岸を散歩させていますよね、草むらにも当然入りますよね。その犬について場合には、家の中まで持ち込んでしまうんです、はっきり言いますと。本当に手がつけられない状態というか、そこまで行きますのでね、早く、これは産業振興課長になりますけれども、早くイノシシ、鹿の問題は解決、とにかくここに近づかないようにしないといけないということ。あれは今、家の中でダニ問題がかなり、布団の中に潜んだりとか、それに咬まれてじんましんが出たりとかがありますので、そういうものにこれがプラスされてきたらえらいことですからね。とにかく犬、猫でも運ぶ、人間も直接やられる場合がありますから、慶良間へ行ったらハブだけじゃなくて、ダニも咬むよと言われたらとんでもない話ですのでね、その対策はとにかく早目早目に。それで県の保健関係とか病院関係、あと万が一こういうのがあった場合にはどういう症状が起きるのかとか、ドクターもその勉強をしないといけないようになってきていますので、もし万が一発生した場合にはどう対処したほうがいいのかというのは、前もって県と相談しておいてください。何もわからないで右往左往しましたでは通りませんからね、これ外国の人も全部入ってきますので、余計にそういうのは必要だと思いますよ。阿嘉の橋の下だけの話じゃないですから、全部ですからね。何年か前には浜に行くと、梅雨時期にヌカブのシロクロムシの問題がありましたよね、ああいう問題どころの話じゃないですからね。今、阿嘉の浜は毎日人が散歩していて、そこに夜になるとみんな座って星を見ていたりしますのでね、知らないうちに髪の中に入ってもわからないんですよ。そういう観光客も多いですから、その予防をするためにもひとつ生息エリアの隔離というか、やらないといけないと思っておりますので、これは早目に、どの課ではないですよ、全体で行うように協議会も早くやってください。検討しますは要りませんので、早目にやってください。これについては以上です。

次、2番目ですね、条例制定、改正と例規集の整理についてということで、あしたになると思うんですけども、条例の議案がかなり出ておりますけれども、質問とかぶってしまうんですね、どうしても。これ一般質問の締め切りとこれを出してくるのが一緒の日なものですから、質問は前もって考えていますからね、だから1週間前にせめてどういう議案が出るのか教えてくれと言っても、もう議案整理していないということで、わからないということで、だからかぶってしまうんですね。総務課長、できれば1週間前には出せるようにしてくださいね。これも条例のプロは帰ってしまったからいいんですけどもね、7年前に私なんか議員になってから議決した条例が、例規集にはまだ改正されていないと。それでこれがインターネットに載っていますからね、要するに改正前のものがあるので、私たち何というんですか、知恵も使っていますよ、やっていないよということで繰り返しなんかあるんですね。やっぱりこれは、条例は国で言えば

憲法ですよ。これが改正されても何しても、ずっとそのままとか。今、どの例規集を見ていいか多分わからないと思うんですよ。差しかえが行われていないということはね。今回またたくさん条例制定、変更が出てきますから、改正も出てきますからね。これがいつごろ、あした議決されたものがいつごろ例規集に載るか、予定というのを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。昨年度6月までに議会に可決された条例等は3月20日をめどに進めております。条例の改正のペーパーペースのほうは2月の初めに差しかえ予定でしたが、ちょっと船が欠航して3月の初めに差しかえのほうは終わっております。それからウェブにつきましては、条例可決後、随時更新の資料を委託先に渡して、まだ昨年の6月までしか追いついていないので、その辺も早急に進めるように依頼しております。しかしながら、改版から約20年が経過しており、かねてより御指摘のとおり、現行になじまない条例等や表現が散見しており、全体の見直しが必要となっております。昨年9月の議会にて、予算の承認をいただきまして、現在、精査のほうを進めております。また条例等を全般に改正するに当たり、本会議に例規集の整備のための条例を提案させていただきました。平成26年度中に全ての条例を見直しし、議会に一括提案する方向で各課と調整を進めてまいります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案にもあると、例規集の見直しをするという、つくり直しをするということですので、これは早目早目にやらないと、去年の3月でしたか、要らない条例は幾つか取って捨てましたよね。要するに必要性のない条例は廃案にしているんですよ。廃棄にしているんですね。それと今ある条例の中で本当にこれを見直ししないで、そのままいいのかどうかという。これも執行部側だけじゃなくて、これを見直ししたいんだけだということでも前もっていろんなあれを議会にも、これについてどう考えますかということも前もって質問してください。そうすれば、議会でもこれは必要であるのか、必要でないのか、改正すべきであるのか、すべきじゃないのかというのが議論できますよ。四、五日前に出された、これは条例を改正します、議決してください。これでは議論する暇もないので、前から言っているんですよ。一方的に執行部側から見てこれが正しいとかというのは、条例に関してはないと思うんですね。そこで議論してから、運用できない条例は必要なんですね。産業振興課長、改編のたびに言っている条例がありますよね、条例違反だからちゃんとやりなさいと、じゃなかったら条例改正をしなさいということで私何回も申し上げているんですけども、それが一向に出てこないんですけどもね。要するに運用が条例と合わないのであれば、運用見直しというのをやらないといけないはずなんですよ。それもなされていない。そういうことではあした議決しますけれども、いろんな条例を。これは本当に反映されなければ何の意味もないということを肝に銘じておいてください。例規集は差しかえ差しかえで、お金ばかりかかって、時間と金ばかりかかってですね、もうこの条例では、例規集では対応できないと思うんです。だから刷新してください、完全に。改訂してですね、もう新しいの、古いのだけじゃなくてですねよ、全部最初からもうつくり直し、それぐらいのあれをしてください、予算もですね。そうしないと私たちもこの条例に従って質問するときがあるんですよ。執行部もこの条例に従って、規則に従って、いろんな事業の執行をやる場合があるんですけども、この例規集自体が差しかえ前のものと後のもので解釈が変わってくると違うことをやってしまうんですね。だからそれが条例違反であったり、質問もちんぷんかんぷんの質問をしたりとかなったりするんですよ、無駄な時間になるわけですからね。

ちゃんとしたものを、ちゃんとしたルールに基づいてやってください。何か2年前ぐらいには、予算化もしないでやろうとしたりとか、いろんなことがあったでしょう。そういうことは絶対ないように。自分たちだけでこの条例が正しいだろうということは判断しないでください。条例は、これを運用することによって住民生活に直結してくるものですからね。その辺について、村長、一言。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

条例の見直し等につきましては、去年の9月でしたか、補正予算を通していただきまして、早速条例を製本しているといいますか、そういう事業者の方々々と調整をさせていただいて、ことし半分、約半分ですね、新年度また約半分ぐらいということで、2年にまたがって内容をしっかり見直していこうというふうにさせていただいております。今回も関連する条例案を出させていただいておりますが、その辺の実情をしっかりと把握することがとても大切だと思っておりますので、まさしくその作業をしていると。その中でまたこれから、議員の皆様にお聞きする部分、あるいは簡易な部分で私たちができる部分等もございますので、その辺の精査をしながら、しっかりと平成26年度中にきれいな例規集ができ上がる、そういう状況をつくっていききたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長、トップに立っていますからね、いろんなものに関して前向きにやってください。2年間ストップしていたものが一気に進み始めていますから、何とか村がうまく回るように、例規集も誰が見ても同じ解釈ができるような例規集にしてください。Aさんが持っている例規集とBさんが持っている例規集は違いますということがないように、そういうふうな例規集をちゃんとつくってください。そうしないとみんなそれぞれ違う解釈をしてきますからね。特に給与問題のあれはちゃんと解決しましたか。あれは2つあったんですけれども、特別委員会をやったときに例規が2つあったんですけれども、あれについてはどうなりましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、実はあの件がございまして、プロジェクトチームを結成しております。ただ、結果が出るまでには少しお時間をいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あれは職員の給与というのは、その採用された職員にとっては一生問題ですからね。最初から違う基準で給料をもらったりしてる人も中にはいました。あれは人的ミスなのかな、そう思うんですね。あれは例規とは関係なく、あれは人為的ミスだと、2人の場合はね。私はそう考えていますけれども。それでも例規集をちゃんとして、それを使う人がちゃんと確認して使っていけば起こり得ないミスなんですね、あれはね。それについて、そのあとから間違っている人はいませんか。間違っている人がいたら、今のうちに、予算審議になる前に発表してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、給与問題いろいろございまして、再度給与のほうを確認させていただいております。今のところ、検討した結果、見直しをした結果、間違いはないと判断しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

特別委員会のときに、何か2人が急激な給与のアップがあったので何だろうということで、あれは人為的ミスと、要するに運用できていないというだけの話だったんですけれどもね、運用はちゃんとしてください。例規集も村長、お答えありましたけれども、平成26年度中には完全に刷新してやってくださいね。そうしないと前に進みませんからね。これについてはこれで、あしたあたりもうちょっと質疑するかと思いますけれども、議案の中でね。これについては以上です。

あと3番目、国立公園の指定を受け、今後利用者がふえることが予想されるが、自主ルールであるエコツーリズム条例の制定がまだであるが、今後の予定について質問いたしますと、産業振興課長、この進捗状況を、私は今回、条例が出てくるという期待をしていたんですが、出ていないということでお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。まず条例制定の取り組み状況なんですけれども、条例に反映される慶良間海峡を活用するダイビング事業者の利用ルールづくりについて、合同の会議、これは座間味、阿嘉、慶留間、渡嘉敷、あと沖縄本島側の組織ですね、その会議をことし1月に座間味村で開催し、2月に渡嘉敷村、今月に入りまして、6日に沖縄本島のほうで開催しております。特に利用規制はダイビング事業者にとって大変大きな、重要な課題でもありますので、それぞれのダイビング協会が現在、意見調整等を行っているところです。来月末に利用ルール等を議論するサンゴ確保全部会、これを開催して協議事項等を取りまとめまして、推進協議会に答申しまして、5月上旬に慶良間エコツーリズム推進協議会、これは両村のエコツーリズム推進協議会の合同の開催になりますけれども、その開催をしまして、その後、条例とのすり合わせ等を行い、6月の議会には提案を今予定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

日程だけ聞くのは、私1年前と全く同じことを聞かされているんですよ。1年前は渡嘉敷で予算組んでいなかったからだめだということだったんですけれどもね。私は二百何万円でしたか、出していますよね、各村がね。ある業者に委託していますよね。中に入っているいろいろ聞いてみますと、何か今おっしゃっていた説明会、話し合い、これが何か半年ぐらやってくとまたもとに戻ったりするという話を聞いているんですよ、私は聞いていないとか。いやこれは5年前から話し合いをしてきているんですけども、何かある日突然やると、私はそんなことは聞いていませんとかという箇所があるらしいんですね。沖縄本島、渡嘉敷、阿嘉、慶留間、座間味、4つのグループがありますけれども、何か知らないけれども、1つのグループは会議をやるたびに、いや、私たちは聞いておりませんと、そういう報告を受けていませんという、私は参加しなかったからもう1回説明してとか、もとに戻ったりするらしいんですね。だからこれは去年、おととしやってもまたもとに戻る。だから今のまま行くとあと10年以内にはできそうな感じはないんですよ、聞いていると

ね。当事者たちが全部死んでしまえばできるのかなということ、そのぐらい業者と地元の話し合いの進め方がうまくいっていないと。だからいついつ何々をやりますと言いますが、この中身を課長などはちゃんと把握していますかどうかということなんですよね。中身把握していないで、例えばワーキンググループの会議があります。それが済んだら何がありますということを言っていますけれども、そのメンバーとか、話し合いの内容とか、それを把握していますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず今の会議の持ち方が、これは各協会から代表者5名を選んでもらって、その代表者による合同の会議ということで進めております。その中でお互い課題を出してきて、それについてどうするかという、先ほどお話しがありましたけれども、私たちはわからなかったとか、そういうことがないように、その会議を通してみんなで共通理解していくということで今これを進めているところなんです、その会議についての報告書等は、ちゃんと業者のほうから村のほうに送られてきます、会議録、議事録とかですね。そういうのは報告させています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ、議事録、報告書は役場だけに来るんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

一応、主管課として私たちはこの報告書を受けております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そういう会議が、今課長が言っていた、各グループから5名ずつという、代表者5名ずつという話ですけども、5名の代表が来ていますけれども、彼らが逆に報告書、議事録を受けていなければみんなに、あとのメンバー、30名、40名いるメンバーに報告しているかどうかはわからないわけです。そうすると、総会をやると、いや、私たちはこの5名以外、いや、私たちは聞いていないんだというような形でくるわけですよ。そうなったら議決もされません。それはちゃんとみんなに報告しているかどうか、各ダイビングの協会のトップに、皆さんに報告しましたかという確認までやってください。そうしないとね、代表の5名だけがわかるんですよ、5名だけがね、話し合い参加していますから、議事録があろうがなからうがわかるんですよ。ところがほかの人たちにはわからないわけです。だからそれが報告されているかどうかまで確認してください。私はこの間の式典、祝賀会の後に関係者と会ったんですよ。そうしたら確かに渡していますよ。ところが参加者以外は話を聞くとわからない人が多いんですよ、何と申しますか、会議に参加した人たちはわかると。だけど、それ以外の人にはわからないという人が多いらしいんですよ。何でそういうことが起きるか。これは報告義務を怠っているわけですよ、幹部だけがわかって、あとは知りませんで通しているものだからね、いざ話を進めようとしたらバックしてしまうと、最初からの話になっていくと、そこまで行くのにまたバックしてしまうと。これがだからこの1年間ずっとそうでしたという報告を受けているんですよ。だから金を1,000万円積んでも、2,000万円積んでも、話は前に進みませんよ、はっきり言いますけ

れども。自分たちが生きている間にこの条例が制定されるかどうかはわかりませんが、今の現状でいくと、進捗状況という、何月何日に何をします、何をしますと報告を受けていますけれども、中身を本当に確認しているかどうかなんです。お金を出した以上、結果をどうなっているか。その同じような協議会はこっちがトップですから、協議会には各グループいますけれども、メンバーいますけれども、トップはこっちですからね、こっちで全部どうなっているか確認しないといけないですよ、業者任せにしてやると、今みたいなことが起こりますからね、確認をどうするか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まさにおっしゃるとおりで、この会議、各支部から5名ずつ出てきて会議を持つわけですけれども、この会議の中で、例えば前はどういうことでしたということ報告があります。この報告を受けた代表者が各支部に持ち帰って、そこでこういうことがありましたということの流れで進めていくわけですが、そこでこの協会は各支部での話し合いはなされていないということになると、おっしゃるとおりまた同じことの繰り返しになりますので、これは徹底してこちらから委託している業者、あるいはワークショップに参加している各代表者にはきちんとそういう連絡等はやるようにということは徹底していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長が今おっしゃったように、役場が業者に任せています、各ダイビングショップに任せていますではダメなんですよ。こっちは条例をつくるために必要なお金も使っているわけです。それで協議会の中では村がトップでしょう。そのトップが下の動きがわからないということになってしまうと、話にならないですよ。前に進みませんよ。この間、国立公園指定の記念式典で、東大の武内教授が話もされていましたが、国立公園になっているいろんな人たちが協力し合って、ここまで持ってきました。だから国立公園の後、自然に社面談するんだろうけれども、そこに自主がないとだめですよということで、エコツーリズムの話やっていましたよね。エコツーリズムは必要ですよ。これを目指してやっているから世界が注目しているんだ。いきなり国が国立公園と言ったところで何もしていなければ、世界は注目しませんよということなんですよ。細かいルールは、私は前々から言っていますけれども、世界自然遺産になったから何かをやりましょうとなったときには、もう遅いんですね。こっちは先にやっておかないと、今、国会議員がわけわからないことやっているでしょう、富士山の登山をするためには、何とかルールをつくりましょうと、国会議員が集まってやっているでしょう。あれは世界遺産に出す前から本来あるべきルールが何もないからこうなっているんですよ。だから前もってやりましょうと前々から言っているんです、この話は。だから国立公園に指定されました、これが成功するかどうかというのもエコツーリズム条例にもかかわってきますよ。これは海だけじゃなくて、陸上にかかわってきている問題ですから。これが一番早くやるべきこと、優先順位ですよ。村長のお話でも、こちらでもありましたけれども、そういう人たちがいたからやるんであって、でもばらばらに動いてしまうと、ばらばらの部分ができてしまうととんでもないですよ。先ほどの条例の例規集と一緒になんですよ。人によって違うルールになってしまうとアウトですから、統一ルールをやって、運用するためにも早くきちっと進めていかないとはいけませんよ。これはとにかく、何々会議があります、ワーキンググループのあれがありますといったときに、これが本当に下部まで伝わるための報告会みたいなもの、総会とかあるんですよ。そういうところにいついつやるんですか。じゃあ私も参加しますということで、課長なり、補佐なり、担当者なりが参加して、こういうこと確かにありましたと、どういう報告をしていましたと

いうことを確認しない限り前に進みませんよ。ことし中にできない可能性が出てきたなというのが、私の、この間話聞いた中でね、またことしもできないのかなという、私ちょっと気落ちしていますけれどもね、余り言ってもいけないのかなと思うときがありますけれども、でもやっぱり急ぐべきものは急いでやらないといけないから、何回も何回も繰り返してやるわけです。必要なかったら私も言いませんよ、必要が、国立公園になってお客さんが見えます、傍若無人の人がいろいろ出てきますよ。法律の隙間をぬってやろうとする人が幾らでも出てきます。そのときに条例でストップかけられればいいわけです。それが今できない状態であると、入れ込まれてからではできませんからね、だから早くやろうと言っているんですよ。それについて村長一言。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えいたします。まずはたしか12月議会でも私、このお話をさせていただきましたが、そのときには3月中の条例提案を目指すんだということで御理解をいただいたつもりでございます。もちろん、国立公園の指定に関しまして3月5日になっておりますので、あわせて3月議会で条例を提案させていただいて、可決をしていただく。そして今回出させていただいたちゅら島づくり条例とあわせて、陸域も含めてこれから国立公園にふさわしい、座間味村にどんどん持っていくんだという決意の話をさせていただいた経緯があると思いますが、この件に関しまして、まず3月議会にしっかりと提案ができなかった。いろいろな要素があるんですが、執行部側の努力が足りなかったということで、執行部を代表して本当に心からおわびをしたいと思っております。本当に申しわけありませんでした。しかしながら、先ほどの担当課長からの答弁にもあったとおり、しっかりと議論は進めさせていただいております。多少行き違いが、意見交換の中である部分は、今話を聞きますとあるのかもしれませんが、しっかりとその辺も、私たち行政側でできるところはしっかりとリーダーシップをとってやっていく。6月の提案に向けてしっかりと事務的な手続も含めてやっていきたいと思っております。あわせて後ほど出していただく、ちゅら島づくり条例、その辺はしっかりとまた御議論いただきながら、まずはこの部分からだけでも走っていききたいと思いますし、そして国立公園になったということで、官報告示の中で漁収を制限してとれなくなったということも多少の進捗はあったのかなというふうにも思っておりますので、あとはしっかりとルールづくり、いわゆるエコツーリズムに基づくルールづくりの条例ですね、そこを6月に向けてしっかりとやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。今回はまず3月に出さなかったことを大変申しわけありませんでした。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに行き違いが多くて、私も何年か前は携わっていたんですけども、今は課のほうでしっかり動いているからということで、私もずっと近づかないようにしようと思っていたんですね。ところが余りにも進展がないもので、この間、渡嘉敷の議員も含めてなぜ進まないんだということで、何名か集まって話をしたんです。そうしたらもとに戻ってしまうと、会議するたびにもとに戻ってしまうから、どうにもならないなという話があったものですから、それで進捗状況はどうなっているかと聞いたんです。課長が説明するいくつかの予定というのは私も聞いていますからわかりますよ。でもそれを確認しているかどうかというのは、多分参加していないでしょうねという、確認していないでしょうねと思ったんですよ。要するに参加者以外のものが、何々をやっているというのは、でもね、やっぱり私は役場が上になってみんなそれをまたお伺い

立てながらやっているのですね、座間味村、渡嘉敷村、両村が意見のぶつかり合いの、いいですよ、ぶつかり合ってそこで話し合いがなされて解決がされますからね。いろんな思いがありますよ。だけどそれをまとめていくのが役場の仕事ですからね、これはしっかりお願いします。村長の答弁の中でちゅら島条例とか環境税の話がありますけれども、国立公園になったからには、そういうものも条例制定でやりやすいんですね。環境税の導入は、はい、すぐあしたからやりますよではいかんですけども、でも何回か話し合いを、議会も含めた話し合いの形を持っていかないとはいけませんけれども、今、幸いに県の一括交付金で島からの移動も、運賃低減もされていると。国立公園でもあるということで、それに対する環境税の協力をお願いしますということであれば、入ってくる人も嫌とは言わないだろうし、島の人も運賃が軽減されているから、その分に関してはいいですよということになってくる可能性もありますのですね、それは前は何かのあれもなされていない、話し合いの中でもちんぷんかんぷんというか、言ったことに対してちゃんとした答えがなかったから廃案ということになったんですけれどもね、今回は期間をおいて話し合いをするということ、周知徹底するという、タイミング的にもものすごくいいですからね、その辺も考えがありますよ。だからやるからには何をやるかということも必要になります。ですからその何と申しますか、エコツーリズムで法の隙間をちゃんと埋めてからやりましょう。これははっきり言って、課長お願いしますよ。私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで午前の議会を閉じます。午後は、1時から再開します。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これから午後の会議を行います。午前に引き続き一般質問を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般質問に先立ちまして、去る3月5日サンゴの日に慶良間諸島国立公園ということで指定されまして、本当におめでとうございます。大変華やかな式典、祝賀会、そして除幕式と、華やかさの裏にこれからスタートだということで責任感を一議員としても感じている次第です。それからそういった場におられたタイミングと申しますか、とてもうれしく思っております。くれぐれもおめでとうございます。

一般質問ですけども、私のほうからは3点準備しております。1つは、各区の総会における要望事項の処理・対応について。2つ目、名所旧跡等、陸域資源の現状把握について。3つ目は、幼稚園教員の定員等についての3つです。スピーディーにいきたいと思いますので、簡潔な対応をお願いします。

まず初めに、各区の総会における要望事項の処理・対応について。毎年度初めに、村内各区においては、総会が開かれております。この総会では、区の前年度事業報告や決算及び新年度事業計画や予算等の承認の後、区民の総意のもと、村への要望事項が提出されております。この区からの要望事項にどう処理・対応さ

れているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。各区の要望事項については、ほとんど産業振興課が管轄するところが多いと思うんですが、それぞれの各区からの共通する要望事項と、それから大きな予算を伴う工事関係等についても回答したいと思います。まず初めに、集落内の道路整備について、これも各区から毎年要望がありますが、この集落内道路整備につきましても、多額の予算が伴うことから、計画的に整備をしているところです。例えば平成24年度は阿嘉集落内の舗装をしました。今年度は座間味集落内の舗装及び道の凹凸であるところの整備を実施しております。次年度は慶留間地区において集落内の舗装等を予定しております。

次に港湾施設等についてなんですけれども、各区から出てきた要望事項につきましても、港湾を管轄する県に対し、毎年お願いをしてきているところですが、今年度においては座間味港東側の港湾道路沿いの老朽化したガードレール及び転落防止柵等の取りかえ、また緑地公園内で老朽化したあずまの撤去等を実施しています。阿佐港の船揚場に堆積する砂については県も確認しておりますが、砂の流入原因等について調査をしたいということです。慶留間港の波除堤及び船揚場整備については、引き続き県のほうに要望してまいりたいと思います。

また阿佐区のイビノ宮近くの土砂防止対策についてなんですけれども、これは県の予防治山事業で整備をすることになっておりますが、昨年10月に実施した工事の入札が不調に終わったことから、現在工事がおこなわれているようです。進捗状況について確認したいと思います。座間味区のウンナガーラ堰の整備につきましても、これは平成24年からずっと要望がありますが、この整備につきましても、今年度測量等を実施しております。平成26年度に用地を購入し、平成27年度着工の予定です。事業は県の事業として整備いたします。

次に阿真区の公園整備についてですが、これは平成22年からずっと要望事項として、阿真漁港背後地の公園整備についてなんですけれども、これは県の環境防災林整備事業で平成27年に整備することになっております。ことしは、平成26年においては、整備事業に伴う用地購入等を予定しております。産業振興課は以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

住民課のほうから大城議員からの、今の処理・対応状況について、住民課のポジションとしてお答えしたいと思います。まず各字からの要望事項について、区長から担当の住民課で要望書を取りまとめて、要望事項について取りまとめております。管理もしております。総会后、すみやかに各担当課長及び担当者へ文書を提供して、個別に対応をお願いしているところでもあります。その後の処理については担当者にて直接対応をしていただいているところでもあります。また毎月10日に開催しています区長会、区長会においては要望書の進捗状況を求められることもあります。その際は、担当者の同席を求めて、担当者とともに区長と話をさせている状況となっております。住民課においては、要望事項の解決ではなくて、取りまとめ部門であるということで報告させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

住民課長の取りまとめで各担当課に問題処理を上げているということで、とてもわかりやすく。それから

産業振興課、やっぱり各区の要望においては、区の総会が始まる前の評議員会なり、理事会なりでいろんな要望をとりまとめるんですけども、どうしてもインフラというんですか、整備、そして補修みたいなものが多くなります。その中で、区長に、それから区民に答えがいつているかどうかからこういったことが出ているんですよ。私の議会への一般質問へ、これを取り上げてくれというのも、そういった対応が見えないからなんですね。そこで各区からの要望は、実際にその区で生活を営まれておられる区民の切実な願いが込められており、中には同じ内容の要望が毎年のように提出されているのもあると聞いております。毎年のように幾度も、同じ内容の要望があるということは要望が反映されていないからですね。そして何度も要望しているのに、何の対応もなければいつの間にか熱も冷めて諦めて要望がなくなっていくのではないかなと思います。さて、これは今、阿佐と阿真の事例を2つ出します。阿佐区の総会において、先日総務課長がこの質問の趣旨はなんですかと聞いたときに、平成24年度、25年度の要望事項を見ても、諦めて出していないかもしれませんということで、前提のもとでお聞きください。阿佐区の総会において、集落内の排水口の整備についてということで何度か要望されたと聞いております。これは阿佐区に行って現場も案内されました。また要望のあった総会終了時には現場を案内され、まるで納得したかのようなそぶりを見せられたそうです。これが必要だということですね、しかし残念なことに現在に至ってまだ未整備で放置されたままです。これが1点です。そしてもう1つ、阿真区の要望事項、これは平成25年ですから、1年前の要望事項です。集落背後の旧水田地域から海に流れ出る排水口がアダンの繁茂により詰まっており、排水が悪く、大雨のとき、いわゆる梅雨のときには集落内が逆に詰まっているもので上がってきてですね、冠水してとても困っていると。これもどうか早期に対処していただきたいとあります。排水口の詰まりですので、出ていく水の量と降ってくる水の量のバランスが悪ければ当たり前冠水します。これも切実な願いで現状を訴えているんですけども、どうなっているか、この阿佐と阿真の件の答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず阿佐の排水口についてなんですが、この箇所については、私、産業振興課に来て2年になりますけれども、過去2年間の区の総会要望事項の中にはありませんでした。今、大城議員がおっしゃっている箇所については、実際確認しました。既存の排水口がどこまでいつているか、埋まった状態ですので、それを調査しまして側溝の設置等、もちろんこれも予算が伴いますので、財政と調整しながら早目に進めていきたいと思えます。

それから阿真地区の旧水田地域というんですか、そこから海側に流れる雨水等がそこにたまってしまって集落に流れるということなんですが、実は昨年6月に阿真区の総会事項にこれは出ておりました。大雨が降ると集落内に直接影響を与えるということから早急に対応しないといけないということで、7月の初旬に機械を入れまして、そこはアダンとか雑木等、伐倒しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

阿佐の話は、実際に要望があったということで、現場も案内されて納得したようなそぶりを担当課長はしていたそうです。だから宮村課長が聞いた覚えがないということは、多分3年前、4年前ぐらいの要望事項じゃないかと思うんですけども、それまで経緯では何かやっても、何か案内してもわかりましたというようなことだったらいいですので、実際に現場を、行かれたということなので訴えている意味はわかると思います。ぜひ予算措置していただいて、区民の皆様の要望にできるだけ応えるようにしてください。聞くところ

ろによると、宮村課長は3月までというので、適当に返事したら困りますよ。

もう1つ、阿真のほうは、これはやっているのは上流のほうですか。排水口、話があってから私見に行ったら、全然されていないんですけども、今言っているのは上流のほうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

上流のほうから下流のほう、ずっと下までではないんですけども、上流のほうから徐々にやってきていますね。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。何らかの対応、6月に要望があって、7月に対処しようということで、すばらしいフットワークですね。言われているのは、今、場所がわからないようですので、ジャンジャンのところの林道でつくった橋です。あれはもう少し山に向かっていけば右側にあったんですけども、新しく林道でつくった橋は少し左側に寄っています。この下のほうの排水なんですけれども、ちょうど二、三日前に見に行ったら、海岸のほうの砂も濁流で吹っ飛んで今上につないでいるんですけども、その橋から右側、アダンが繁茂して、そこから雨水が排出できない。逆にどんどんたまっていて、集落内の住宅地まで冠水しているということなんです。今聞くと、上流のほうは機械を入れて、アダンを除去しているということなんですけれども、ぜひ口までつないで、景観を壊すとかそういうものじゃないと思います。住宅地が冠水したら大変ですからね、区長は切実な願いで、両区長ですよ、両区長というか、両区民は切実な願いでこれをぜひ聞いてくださいということだったのでお願いします。両方とも今、いい返事ができているので、ぜひ私にでもなくても、区長を通してその対応を、考えを伝えてください。私も伝えますけれども、村からのほうが全然いいと思います。

こういうことがよくありがちなので、我々が一般質問で取り上げるよりは、一つ一つ、先ほど住民課長がおっしゃたように、要望については担当課のほうに配分していただいて、できるのはできる、何月までにどうしますとか返事していただきたいと思います。何らかの対策を講じてとかがいいと思います。村長、これについて。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

総会ですね、毎年、総会でいろいろな要望を賜ります。限られた財源であります。全てについてできるということではございませんので、できるだけ各担当課に優先順位をつけていただいて、少ない予算ではありますが、少しずつやらせていただいております。先ほどの側溝の件については、意見の聞き違いがあったのかもしれないので、その辺は担当課長がしっかり把握しているということですので、これもやりますというよりも他の要望事項と検討しながら優先順位をつけた中というふうな考え方になると思う。アダンのほうに関しても私たちがやったという認識があったものですから、その辺の場所の考え方の違いがあったのかなと私たちが反省する部分がありますので、その辺はしっかりと意見交換をしてやっていきたいと思いますし、何よりも各区の総会というものはやっぱり住民の意見が一番すいあがってくる末端の大きな総会であると考えておりますので、しっかりとした対応をしていくようにこれからも心がけていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

もちろん予算が伴うものですので、それはそれで向こうの要望のあったところにはそういうふうに答えていただくと納得いくか、それとも何年かけてやりますとか、ぜひ何らかの対策を講じてください。

さて、2 番目にいきます。これは名所旧跡等、陸域資源の現状把握について。去る 3 月 5 日にサンゴ礁の生態系とザトウクジラの繁殖海域などが高く評価され、慶良間諸島国立公園が指定されました。新規は、実に 1987 年の北海道・釧路湿原以来 27 年目で、31 番目の国立公園となっているそうです。このことは県内はもとより、国内外のメディアも高く関心を持ち注目を浴びているところです。国立公園の指定を受け、多くの観光客の来島が見込まれる中、村内における各所旧跡等、陸域資源の保存状況や説明板等の現状把握はできているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

お答えします。村内における名所旧跡等の案内説明板の設置は大変重要なことだと考えております。観光施設である展望台を初め、各ビーチに設置されている説明板等がきちんと表示されているか、あるいは文字が見えにくくなっていないか等、改めて設置状況について調査をしたいと思います。必要であれば、また修繕、取りかえ等を実施していきたいと思います。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

私、去る 9 月議会と 12 月議会において、国立公園の指定に向けての取り組みについて質問とか要望をいたしております。9 月の議会では指定までの限られた時間内において行政、村民と一体になり、村一円で取り組むべきこともたくさんあるんじゃないかと質問、要望いたしました。例えば来月 4 月にはドックを迎えるフェリーざまみの船体への広告ピーアール等、きのうの 3 月 11 日であの大震災から 3 年目を超えました。もうがんばろう日本！もいいんじゃないかなということで国立公園のピーアールを船体にするのもどうかなということ、9 月議会で質問、要望しました。12 月議会では、同じ国立公園を迎えるに当たって、ごみ処理場の生ごみが汚いと。それから高月山の中腹にある木材の集積所をどうするかということで、衛生面とリサイクル及び景観保全の観点から、これも質問、要望という形でやりました。さて、ここ四、五日、冒頭にも言いました。表向きのイベントや広報も対応としては大変必要なんですけれども、観光地として現場の状況を把握し、危険なところはないか、足りないものはないか、壊れているものはないか等、内向きの対応もまた大切なことだと思います。去る議会を通して訴えてきたのもそういう意味からでありました。

さて、また同じ、阿佐区の話になります。これは教育委員会なのかな。村の歴史上、大変歴史ある船頭殿跡、私が以前見たところでは説明板の説明文が薄くなっており、その上、足が不安定で石垣にもたれたままでしたけれども、その現状を把握できているのか、その後どうなったのかお伺いします。

○ 議長 (中村秀克)

野崎 進教育課長。

○ 教育課長 (野崎 進)

ただいまの御質問にお答えいたします。阿佐の船頭殿、確かに村の文化財に指定しております。この間、3 カ月ぐらい前に、ちょっと見えにくいんですが、設置はしております。ただもう日焼けしてですね、文化財の指定掲示板にふさわしいかどうか検討しないとイケないかなと。ちょっと日焼けしてとっても見にくい

ですので、これも検討する必要があるかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

今の写真にある掲示板ですけれども、私が見たときには足が腐敗して、折れて石垣に倒れかかったんですけれども、今の現状の修復状況は、地域の人が見るに見かねて自費でやったそうですね、それを把握しています。ということは、見るに見かねてという意味は文化財を、表現悪いんですけれども、スゾンしていないかということも言っていたんですよ。いやいや、違うと思いますよ、現状が把握できていないからじゃないかなということであえて聞いたんですけれども、この間、阿嘉に行く機会がありまして、学校前のアカテツですか、あれも村指定の文化財と書いていまして、実に見事な説明板があるんですよ。そしてそばにはベンチもあり、ウガンジュですか、お宮もあって、とっても風情がよくて、それは阿嘉の人たちが大事に、誇りを持って、尊敬している場所だなと思いました。ぜひ村長もこの間の式典、それから除幕式等を通して、陸域資源の発掘を図るということを何回か、この国立公園に関して発しておりました。この陸域資源に関してですね、例えば船頭殿とかアカテツの話を出したんですけれども、ほかにもたくさんあると思います。今は海城公園ということで、海だけが注目されましたけれども、村長がおっしゃっていた陸域資源発掘、どういうものがあるかですね。ここは説明したほうがいい、ここは案内したほうがいいということで全て取り組んでいただきたい。先ほどプロジェクトチームの話をされておりましたけれども、これについて調整監何か…。陸域資源の把握について、現状どういうふうにご考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

陸の観光地となる場所、名所旧跡である場所、先ほど答弁しましたとおり、いろんな課にまたがってくると思います。そういうこともありまして、チームをつくってばらばらに考えずに、陸域についても同時にこのチームの中でどの場所にどういう説明板が必要なのかということも検討していくことになると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

例えばという2つの例を出しましたけれども、これは今おっしゃっていた職員のプロジェクトチームとしては決して縦割りじゃなくて、今聞いたのはちなみに偶然に協議会の話だったんですけれども、ぜひいろんな視点で発掘して、保存して観光案内をする。国立公園にふさわしい、名に恥じないようなものにしていただきたいと思います。

もう1つ、産業振興課長…。村長も見たと思うんですけれども、座間味のハンマヨーグムイー、裏にある何からしきものがありますよね、あれは研究されましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

実際現場は、いつも通って見ているんですが、何に使われたかわかりません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

教育委員会が出されているふるさとの今、昔、青い本がありますよね。あれに載っていたんですよ。先人たちが戦後の農業復興のために土づくりを始めるときに、その文に載っているのはですよ、その前に草を刈って、今のアラカチグラーのところに作業班ごとの堆肥づくりを始めますね、草や木を集積して、そこであの窯でサンゴを焼いて、石灰をつくって、堆肥の発酵を早めるために石灰を向こうでつくってですね。多分だから、テーブルサンゴ、いろんな種類を焼いて砕いたと思うんですけども、その窯の跡がありますので、ぜひああいうのも先人たちが島づくり、生活の糧として地力を高めるためにやったもので、あの本に載っていますので、私、今、シッコールグラーシーじゃないですよ。本を見てしゃべっていることなので、ぜひそういうのも残していただきたいと思います。

最後に3月5日の前の3月2日、琉球新報の社説をちょっと読んでみます。「国立公園化で知名度の向上が図られることで、今後は内外からより多くの観光客が訪れることだろう」真ん中略します。真ん中略するということはですね、「これまで両村はエコツーリズム推進法に基づいてエコツーリズムを推進してきた」とあるんですけども、これは先ほどからずっと同僚議員がエコツーリズム推進法に触れていたもので、ここは読み上げません。この中略した後に、「環境省や県、両村は連携して、生態系や自然環境に負荷を与えないルールづくりや、観光客の受け入れ可能人数などの判断基準づくりを進めてもらいたい」、もう1つ、さらに「慶良間諸島の国立公園化は、世界自然遺産登録を目指す「奄美・琉球」の自然環境を見詰め直す契機にもなろう。指定はゴールではなく新たなスタートにほかならないと肝に銘じたい」ということで結ばれております。これを聞いて、村長、自然遺産まで目指すんですか。

○ 議長 (中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

まず、世界自然遺産を目指すかどうか。もちろん検討、いろいろなよさ、悪さがあるのかもしれませんが、そこをしっかりと把握しないといけないと思いますが、基本的にはそこに目標を置くというのは非常にいいことではないかと思っております。国立公園はあくまでもスタートラインに立ったというふうな捉え方を私はしておりますし、また国や環境省におきましてそのような発言をされております。国立公園になったのがゴールではないですよと、ここからがまた新たな、いろいろな取り組みが始まると。国のほうも同じような考え方を持っておりますので、その辺をしっかりとやっていきたいと思っております。先ほどからいろいろと、これまでの議会でも御指摘があった生ごみの話、山の捨て場の話になっても、しっかりと今検討して、ちょっとずつ改善ができるような環境をつくっていておりますし、またクイーンの花の話も両村でいろいろと議論をさせていただいています。同じことをやるのがいいのかどうかというのは別の問題として、そういう話が出てきているというのも非常によかったのかなと思います。そして何よりも、中央環境審議会の委員会の最終の答申の中で、国立公園にふさわしいと言ってもらったんですが、そのあとにただし書きでこれこれについても頑張ってもらいたいという書き方がですね、やはりこれまでの本村、あるいは渡嘉敷村における歴史文化の異なる歴史文化を持っている地域である。もちろん植生も含めた、あるいは地質とか、いろんな面での陸域というのは非常に興味がある場所だと。環境省に対してもしっかりと行政と一緒に勉強してくださいねというようなこともおっしゃっていただいておりますので、そういう意味では私たちだけではなくて、国とも連携をしながら陸域も含めた環境整備を整えていく。その暁に見えてくるのはもしかしたら世界遺産かもしれません。以上でございます。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

施政方針にもあったとおり、またこれ村長の話引用しますが、観光客がまた訪れたいという村にするためには、村民、それから行政と一体になって心遣いが大事だと思いますので、国立公園の名に恥じないような村にしていきたいと思います。歴史文化の話をして、ぜひ調整監、プロジェクトチーム、若い職員というをよく耳にしますけれども、耳に聞こえますけれども、歴史というのは、若い職員がちょっと手の届かないところにあるので、もう少し例えの話をするです、よくダイビング協会が保全活動というのがありますけれども、私、ダイビング協会と漁協との絡みについて、ちょっと漁協にある公文書をひもひもしてみたら、近くにいる方が昔参事のころ、ダイビング協会をクローズしたときがあるんですね、ニシ浜、ウフタマ、エラサンゴ、オアシスというところ、4つ。それは漁協から通達を出しているんですね、漁協から。それに同ダイビング協会が従って、村内の船も従ってもらったという歴史があるんですけども、そういうのは、私、確認のために見たら文書でそう残っているんですよ。そういうのも多分プロジェクトチームだけではわからない部分もあるので、そして今回の国立公園の指定の中にもそういうのは全然出てこないで、これを見て、みんな丸のみしていたら、その背景にはそういったのがあるというふうなこともぜひ気にとめていただいて、すばらしい歴史文化を、地域資源を発掘しながら、観光客がまた訪れたいような村にしていきたいと思います。この件は以上で終わります、次、教育委員会をお願いします。

これもですね、去年のちょうど1年前、これは私は住民課も大きくかかわると思って、座間味子どもプランというのを引用して、そのときには発達障害の子供がいるので、その子についてどういうふうな対応をするのかということを知った覚えがあります。同じような話になりますけれども、ちょっと角度を変えてみればということになりますので、3番目の幼稚園教員の定員等について。本村における幼稚園の幼児数に対し、教員数は十分であるとは思えません。現時点における幼稚園ごとの幼児数と教員数及び教員の身分や勤務時間、休暇諸手当等、勤務環境をお伺いしたいということで、教育委員会をお願いします。

○ 議長 (中村秀克)

野崎 進教育課長。

○ 教育課長 (野崎 進)

大城議員の御質問にお答えします。まず、現時点での、各幼稚園ごとの幼児数と職員数について報告します。座間味幼稚園は、年少が9名、年中が8名、年長7名、合計24名となっています。職員については、本務教員1名、臨時職員3名となっております。阿嘉幼稚園については、園児数が年少2名、年中2名、年長2名の計6名となっています。職員については、本務1名を張りつけております。慶留間幼稚園については休園となっています。それで教員の身分や勤務時間、休暇、諸手当、勤務関係ですが、本務以外は時給制となっています。臨時職員、要するに免外者は常勤8時間勤務となっています。支援員は5時間、週25時間、26時間の勤務となっています。休暇については、有給休暇はありません。だから休むと給料はないです。諸手当については、臨時職員は期末手当が年2回支給をしております。以上です。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

今聞いたところによると、阿嘉幼稚園が年少2名、年中2名、年長2名、6名に対し、教員本職1名。座間味幼稚園が年少9名、年中8名、年長7名、24名に対し、教員4名。4名のうち本職が1名で、あと支援員が1名…、支援員は2名ですか。ということで臨時が1名の4名ですね。ぱっと見た限り、例えば阿嘉と比較したら職員1人に対して幼児が6名、座間味は24名、4倍だから4名になりそうなんですけれども、実は座間味幼稚園の年少9名、年中8名の数を見れば、ただ臨時も非常勤も合わせて、支援員も合わせて4

名ということでは、すごい環境的には悪いんじゃないかなという気はします。この今の臨時職員というのは本採用にはできないんですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

今、条例では本務3名となっております。ふやすんであったら条例を改正する何かが必要だと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の条例は教員数の話ですか。そこでですね、例えば教員の、臨時職員を含めて、今の人たちの負担を減らすために事務職を置いて、例えば物品管理とかいろんな発注関係、本庁とのやりとり、そういうのを事務員を配置して、もちろん本職ですよ、そういったことで負担を減らす環境を整えるというのは、これも条例に関係してくるわけですね。わかりました。今問題は条例があるので、本採用の壁になっていると。例えばですね、親御さん、それからおじい、おばあを含めて、自分の子供や自分の孫を預ける立場になってみて、努めている人たちの環境、職場環境を気にしているんですね、とても本務職1人で、1日5時間の支援員、それから非常勤1人はずっと張りついて、1人は勤務時間少ないというようなことで、この本務職員への負担、臨時職員の身分はどうなっているのか。いつまでも非常勤でいいのかということ、いわゆる親御さんが大変気にしています。そういった本人はもちろん、職場環境が悪いと長続きしない、意欲も出ないというようなことになりかねないと思うので、ぜひ村長、自分の子供も卒業したからじゃなくて、小さい子供を育てる親からすれば非常に気になっているんです。それで去年も、もちろん直談判があつて、ぜひ議会で話してくれということ、あれは発達障害児のことだったんですけども、全体的に、今子供は生み育てるといふ、いけいけどんどの中で預ける側として非常に不安があるということで、じゃあその壁に条例があるんだったら、ぜひそれをどうにか改善し、たくさん、もっと預けられるように環境づくりができないかどうか、村長の答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

幼稚園の問題と保育所の問題等がありまして、それはまた教育委員会と私の、よくも悪くも縦割り行政がありますので、余り突っ込みきれない部分があるかもしれませんが、御了解いただきたいと思います。まず充実した教育環境、子育て環境というのをつくるのは本村のみならず、行政の責務だと考えております。そこをしっかりとやっていきたい。まず教育委員会の件に関しましては、直接私たちが、条例提案は私の名前でさせていただきますけれども、しっかりと教育委員会の意見、あるいは親御さんの意見を聞いた上で、まず教育委員会の判断を待ちたいというふうな発言になってしまっていますが、より専門的な観点から子供たちの人数と教員数のバランス、あるいは教員数の中の本務と臨時職員のバランスというのをぜひ議論をしていただきたい。その中からいろいろな御提言をいただければ、財政の問題はありますけれども、できるだけそういう子供たちを育てやすい、生み育てやすい環境がつかれるように、私の部署としても一所懸命頑張ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の村長の答弁にあったとおり、教育委員会から強い申し出を行ってください。きっと私も力になって定員をふやしましょう。先日テレビで、どこか忘れたんですけども、ある学校の教育委員に父兄が何割以上入るといことがあって、そのかわり週1回とか、たくさん負担が大きいと思うんですけども、ここでそういうのが上がってきたら、父兄が何パーセント占めるということがあれば、間違いなく突き上げがくると思うので、ぜひ隣にいる方もたくさん産むはずでしょうし、いい幼稚園の環境をつくるために教育委員会から二、三名の定員増があったらぜひ応えてやってください。

それから今の、もちろん3年保育、これは今後ずっとやっていくと解釈していいのでしょうか。それと先ほど出たのかな、幼稚園の午後の預かり、それは現状どうなっているのか。この2つをもう一度確認お願いしたい。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

3歳保育については、計上、ずっと継続していきたいと思います。そしてあとの預かり保育については、先ほども宮里議員から質問があったように、募集しても来ない、一番これが大きな悩みなんです。だから昔は募集したら何名か必ずいたんですね。こういう状況の中で預かり保育というのは今はできそうもないと、そう思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これも募集したら来ないというのは、預かり保育に向けて保育士を募集しているということですか。

（「いや、幼稚園」と言う者あり）

いや、あのですね、実はこれ託児所の話も関連してくるんですけども、今民間でやっていますね、それがこっちに行った場合に、ずっと午後もやっているんですけども、託児所が午後もやるのかどうか、まだ不透明だということで、だったら民間のほうが現実はいいんですよ、夕方迎えに行っ。それでもし、村がバックアップする託児所ができた場合に午後もやるのかどうか、やらなければ幼稚園の預かり保育がないと、現状の改善ができないですね、保育環境、保育条件が。それを住民課も含めてどう考えているのか聞きたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今、住民課の立場としまして、やっぱり保育所、幼稚園にはない分野なんですけれども、座間味村の場合は3歳児以上の幼稚園がありますので、ゼロ、3歳児を対象として考えておりますが、やはり意見交換会です。3歳以上、兄弟で預ける場合に下の子は保育所に預けて、上の幼稚園に通っている子、午後預けられなくなる現状があると。やはりこれについても解決してほしいという声はこちらのほうにも届いております。しかしながら、保育所のルールとしては、ゼロ、3歳児という枠の中での預かりになりますので、それプラス、我々としては学童クラブといいますか、そういうのも持ち合わせてできないかということで住民課のほうでは模索しておりますが、まだいい結果は出ていない状況で、預かり保育の延長についても野崎課長とも少しお話をさせていただきましたが、やはりこちらについては幼稚園のほうで頑張ってもらえばなと考えています。今のところ3歳児を境に預かりができるとなっても、上の子が預けができないということですね、我々としても今、頭を悩ませています。もっと検討していい答えが出るように努めて考えてい

きたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

あんまりパツとしない答弁ですね。去年見せました座間味子どもプラン、これは平成22年度から26年度までなんです。その中に幼稚園の午後の預かり保育の実施検討というのがありまして、平成22年度から26年度までの中に入っているんです。そして今現状、民間で預かっているのを午後も預かっているんですね、幼稚園から帰っても預かっているんですよ。そういったのがさっきの幼稚園生の、教員の職場環境の改善も含めてですね、これはどうするかというのは、じゃあこれは検討で終わりましたで、住民課長、教育委員ですとか、教育委員会に聞いて、条例ですからと言っていたら、これはもうお流れ。はい、ぜひ村長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずいろいろと整理しないといけない部分があるということをうちの課長が言っていることだと思いますが、今、預かり保育、託児所について一所懸命住民課で実証実験等もしていますよという話をさせていただいたとおりでございます。これからの託児所のあり方と保育所のあり方というのはしっかりと議論を今している最中で、新年度には方向性を出したいと担当課長から話がありましたとおりで、ぜひともその辺の回答を待ちたいと思います。もちろん人材の問題、それから財政の問題も含めてですが。ただ、ひとつ私たちが最初に検討を始めたのが、現在ある高齢者福祉施設のあいている部屋を使って託児所をやっていけないかというところからスタートさせていただいておりますが、まずこの現状の中でやろうとした場合に、現座間味村内にいる子供たちがどれだけの数がいるかというところから言いますと、物理的にあの場所でゼロ歳児から5歳児までの人数の面倒を見られるスペースが足りないよという大前提が出てきております。そういうところで、例えば福祉施設での託児所、そしてできれば教育委員会の幼稚園側での延長保育というところから始めるというのが一番早い方法ではないかというふうに、私、今現実としては認識をしております。一番理想というのは確かにあるとは思いますが、できるところから少しずつしていくという考え方も踏まえながら、今後の託児所のあり方、保育所のあり方というのは今まさしく検討しているところでございますので、新年度に入ってからできるだけ早い時期に座間味村の方向性をお示しして、議論させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

今、託児所、保育所の話を行政でやっている間に民間に預けられていますよ。だからそこは幼稚園の午後も預かっているんですね。だから今の仕組みをもちろん淡々と進めているかもしれませんが、そうなったときに午後は預かれませんかといった幼稚園から帰ってきた子供たちはどうなるのか、行き場がなくなるんじゃないかという懸念が父兄の中であるものだから、それはぜひちゃんとできるように仕組みづくりをしていただきたいと、村長何かありましたら。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

すみません、私の説明不足もあったと思いますが、その辺の議論はしっかりとさせていただいております。というのは、私たちが議論をしているのではなくて、実証実験を実際にあっちでやって、福祉施設を使ってやって、親からのアンケート調査の結果もいただいておまして、もちろん先ほど御指摘のあった意見も出ていたというふうに聞いておりますので、その辺を踏まえながら新年度に向けて、新年度方向性を決めるに当たっての材料として持っておりますので、その辺もしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

質問なかったんですけども、今大城議員が話されていることですね、非常に父兄側としてはものすごい要望のあるものだと思っております。そして那覇市のほうでは2カ年保育をやっておりますけれども、保育園と幼稚園が合体した幼保園というのを設立しています。これは教育委員会でもなく、住民課でもないというような、戸籍上難しいんですが、これを今やっています。そこに何回も視察へ行ったんですが、ここは日本一じゃないかと思うほどサービスがすごいんです。例えば支援が必要な子に対しても専門の先生を全部配置していて、勤務時間も全部違うんです、たくさんいます、教員がですね。だから向こうは幼稚園は2カ年保育です、ここは3年保育ですよ。そして4歳、5歳を対象ですが、保育所もこれに沿って一緒にできていますので、場所も一緒なんです。ただこれは幼稚園、ここは保育園と分けていません。年齢はありますけれどもね。そしてもう1つ肝心なのは、幼稚園というのは学校なんです、学校の定義の中に入っています。だから座間味村立座間味幼稚園というのは、座間味の学校の1つなんですよ。だから3年保育というのは、それぞれ幼小、幼中こういうのも全部カリキュラムを持って進んでいくわけです。だから本当は1つの学級当たりの幼児の数というのは非常に少ないわけですが、そこら辺で20名でしたかね、幼保園の学年によっても違うんですが、これは規定されています。ここは少ないですから、例えば年長組といっても、20名1クラス入るといえば、ここでは10名ぐらいしかいませんので、教員の数からすると、またちょっとどうするのかという問題も起こりますが、とにかく全部免許を持ったというんでしょうか、資格を持った先生方、もう1つは、資格を持たないんですが、教員の勤務をしない時間帯ですね、このときに勤務する先生もいるんですよ、幼保園の中にですね。だから向こうのように人材がいればここでもぜひと思うんですが、要は置こうとしても、資格を持っている人が皆無に等しいということで。そうしますと、資格がなくても、見るだけでいいからという子守の形式ではできないんですよ、幼稚園は。だから1人はどうしても資格を持った人がいないと。あとの人は臨時ということにして、かかわっているということしかできないですね。だからこれは座間味の幼稚園というのは、今、全琉で非常に有名になっています。一時期成績が非常に上がったので、これはどうしてかという話は、これは幼児教育のたまものじゃないかと私はしゃべったことがありまして、本当にそう思うんですよ。非常に効果を上げているものと思うんですが、今はこれが資格の問題を問われたり、それから父兄がここら辺まで口出しをするようになってですね、これができなくなっているんですね。先生の奥さんで来た人なんかもやろうとしたんですが、ものすごい攻撃を受けて引いたんです。だから余りこういう資格の問題を問うと、座間味のイメージがなくなって、中身をとりたいたいんですけども、そういうのがありましたね、去年は。だからもう少しだろうと思います。園児の数が今は何かふえそうですので、これが幼稚園にみんな来るころになると、もっと検討しないとかなと思います。ただ、住民課と教育委員会が協力して、もっとおっしゃるとおり、幼児の子供たちの幸せのためにどういうものがあるのかというのは、もっと膝を交えて検討に入るべきだと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

平成26年度に、村長の答弁にありましたとおり、仕組みづくり、システムを検討するという話があったので、住民課、教育委員会とぜひダグを組んで、膝を交えていよいよできるのを期待しております。期待しておりますよ、教育課長。以上で私の一般質問3点を終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第7. 議案第1号から議案第27号までの、提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしく願いいたします。

議案第1号

座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）が平成25年6月に成立し、地方公務員法の改正が行われたことに伴い、新たに条例を制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

内容につきましては、それ以下の議案もそうですが、全協のほうで説明させていただきましたので、提案理由だけで終わらせていただきたいと思います。

条例第1号

座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、

職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、座間味村職員の給与に関する条例(昭和49年4月10日条例第1号)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額(ただし、同号に規定する特殊勤務手当の支給対象となる勤務に従事した場合には、その手当の日額を1週間における1日平均所定労働時間数で除して得た額を加算した額)を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を沖縄県市町村職員退職手当組一般職の職員の退職手当支給条例(昭和50年沖縄県市町村職員退職手当組条例第1号)第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

議案第2号

座間味村職員の修学部分休業に関する条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の修学部分休業に関する条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）が平成25年6月に成立し、地方公務員法の改正が行われたことに伴い、新たに条例を制定する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第2号

### 座間味村職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等専門学校及び大学
- (2) 学校教育法第124条の規定による専修学校
- (3) 学校教育法第134条の規定による各種学校

3 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年4月10日条例第1号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（ただし、同号に規定する特殊勤務手当の支給対象となる勤務に従事した場合には、その手当の日額を1週間における1日平均所定労働時間数で除して得た額を加算した額）を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

## 議案第3号

### 座間味村ちゅら島づくり条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村ちゅら島づくり条例を制定することについて議会の議決を求める。

平成26年3月12日

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

国立公園にふさわしい美しい村づくりを推進し、行政、事業者、村民等が協力して環境美化を促進するため条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第3号

### 座間味村ちゅら島づくり条例

#### （目的）

第1条 この条例は、村民の快適な生活環境を確保し、国立公園にふさわしい美しいむらづくりを推進するため、本村、事業者等及び村民等が協力して村内の環境美化の促進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器、チューインガムのかみかす、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみをいう。
- （2） 投げ捨て ごみ容器その他のごみを収納するための場所以外の場所にごみを捨てることをいう。
- （3） 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車及び同項第10号の原動機付自転車をいう。
- （4） 船舶等 漁船、プレジャーボート（ヨット、モーターボート及び水上バイク）をいう。
- （5） 放置 自動車等及び船舶等が正当な権原に基づくことなく、公共の場所に相当期間にわたり置かれていることをいう。
- （6） 事業者等 本村の区域で事業活動を行う全ての者をいう。
- （7） 村民等 本村の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本村の区域内を通過する者をいう。
- （8） 土地所有者等 本村の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （9） 公共の場所 道路、港湾、広場、公園、河川、海浜その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- （10） 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。

#### （本村の責務）

第3条 本村は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

#### （事業者等及び村民等の責務）

第4条 事業者等は、空き缶等の投げ捨て又は自動車等及び船舶等の放置の防止について、前条の規定により本村が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者等のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所に空き缶等を収納するための回収容器を設置するとともに、これを管理するように努めなければならない。

3 村民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納する等村内の環境美化の促進に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地について、清掃活動その他必要な措置を講じなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第6条 村民等は、公共の場所にみだりに空き缶等を投げ捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第7条 村民等は、公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。以下同じ。）であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないように努めなければならない。

(自動車等及び船舶等の放置の禁止)

第8条 村民等は、公共の場所にみだりに自動車等及び船舶等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為を行おうとする者に協力してはならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を村民等に配布し、又は配布させた者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するように努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れている者は、公共の場所において当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(勧告及び命令)

第11条 村長は、第6条の規定に違反して空き缶等を投げ捨てた者に対し、村内の環境美化の促進を図るため、必要な限度において、当該空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 村長は、第8条の規定に違反して自動車等及び船舶等が放置されている場合において、当該自動車等及び船舶等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自動車等及び船舶等を撤去するよう勧告することができる。

3 村長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(関係機関等への要請)

第12条 村長は、公共の場所に空き缶等が投げ捨てられ、又は自動車等及び船舶等が放置されていることにより村民等の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して、空き缶等の回収、自動車等及び船舶等の撤去その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 村長は、公共の場所に空き缶等が投げ捨てられ、又は自動車等及び船舶等が放置されている場合において、これらの行為が関係刑罰法規に違反し、かつ、その違反が重大であると認めるときは、捜査機関に対して、当該刑罰法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 議案第4号

### 座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

座間味村例規集の整備にあたり条例に使用している用語等に特別措置を定める必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

## 条例第4号

### 座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、座間味村例規集の整備に伴い、この条例の施行の際現に効力を有する座間味村の条例（以下「現行の条例」という。）に使用している用語、用字、仮名遣い、送り仮名、句読点及びその他の表記等（以下「用語等」という。）の整備を図るため必要な特別措置について定めるものとする。

#### (整備の基準)

第2条 現行の条例に使用している用語等は、当該条例の制定の目的及び趣旨に反しない限り、次に掲げる告示、通知等その他用語等に関する国の告示等の定めるところに従い、所要の整備を行うことができる。

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 送り仮名の付け方（平成22年内閣告示第3号）
- (3) 現代仮名遣い（平成22年内閣告示第4号）
- (4) 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）
- (5) 法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総発第208号）

#### (拗音及び促音の取扱い)

第3条 現行の条例中、拗音及び促音については、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）の定めるところに従い、半音（小書き）に改める。

#### (句読点の整備)

第4条 現行の条例中、条文の意味を明確にするため必要があるときは、当該条文の趣旨を損なわない範囲

内で、句読点について所要の整備を行うことができる。

(条、項、号等の表示の整備)

第5条 現行の条例中、条、項、号及び号の細目の表示に不連続又はその他の不備があるときは、当該表示について所要の整備を行うことができる。

(引用法令等の整備)

第6条 現行の条例中、その条文中において引用した法令及び条例等（以下「引用法令等」という。）に公布年及び公布番号が欠けているときは、当該引用法令等名の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付す。

2 引用法令等に現に付され、及び前項の規定により付されることとなる公布年及び公布番号の括弧書き中の表記の形式は、「昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号」、「昭和（平成）〇〇年（沖縄県後期高齢者医療広域連合）条例第〇〇号」等に統一する。

3 前2項に定めるもののほか、引用法令等について整備を要するときは、その引用された趣旨を損なわない限り、所要の整備を行うことができる。

(条文見出しの整備)

第7条 現行の条例中、各条文に付されている見出しについて整備を要するときは、当該条文の趣旨及び内容に則して所要の整備を行うことができる。

(別表等に係る整備)

第8条 現行の条例中、本則と別表の名称及び番号等並びに本則と様式の名称及び番号等との整合を図るとともに、別表の番号の表示を「別表第〇（第〇条関係）」に、様式の番号の表示を「様式第〇号（第〇条関係）」に統一する。ただし、別表が一つの場合は「別表（第〇条関係）」とし、様式が一つの場合は「別記様式（第〇条関係）」とする。

(その他の措置)

第9条 この条例に定めるもののほか、現行の条例に使用している用語等の整備を図るため必要な特別措置については、現行の条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、改めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第5号

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）において、消防団

員の処遇の改善について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられたことを受け、待遇の改善のため消防団員の報酬及び費用弁償を改正する。

#### 条例第5号

座間味村消防団員の定員、任免、服務などに関する条例の一部を改正する  
条例について

座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中、「団長には、別表第1に定める報酬を支給する。」を「団員には、別表1に定める報酬を支給する。」に改め、「2前項の規定により報酬を支給する場合であって、1月に1日も職務に従事しないときは、その月の報酬は支給しない。」を加える。

第12条中別表第1を次のように改める。

##### 年報酬

階級別	報酬額（月額）
団長	6,800円
団員	3,000円

第13条中、「水火災、警戒、訓練等」を「水火災、救急搬送等」に改め、別表第2を次のように改める。

##### 別表第2

##### 費用弁償

水火災、救急搬送等の 場合	1回につき	3時間未満	3,000円
		3時間以上	5,000円

##### 附 則

この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

#### 議案第6号

座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村敬老年金支給条例（1969年8月11日条例第3号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

厳しい財政事情により削減された敬老年金について、財政事情が改善される状況をうけこれを削減前の支給額に戻す必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

## 条例第6号

### 座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例

座間味村敬老年金支給条例（1969年8月11日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5,000円」を「10,000円」に改める。

第6条中「敬老の日」を「9月」に改める。

第9条中「村長が直接支給」を「原則口座振込」に改める。

### 附 則

公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

## 議案第7号

### 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の改正により消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 条例第7号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例（平成19年3月22日条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	金 額	備 考
インターネット設定料金	5,000円	※加入時利用者選択オプション
L A N配線工事料金	3,000円～	※加入時利用者選択オプション
月額利用料金（タイプ1）	4,500円	
月額利用料金（タイプ2）	6,800円	
追加メールアドレス	200円	※利用者選択オプション
受信メールウイルスチェック	200円	※利用者選択オプション

### 附 則

この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

## 議案第8号

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年3月12日

座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、利用料金の改定する必要がある。また、利用者が低廉な料金で利用できるような利用料金区分を見直す必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第8号

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例（昭和56年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総合センターを使用する者から、別表に掲げる使用の区分に応じ、それぞれの当該別表に定める金額に100分の105を乗じて得た金額の使用料を徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」を「使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。」に改める。

第12条中別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設名	使用料					
	区 分	単 位	午前9時～午後5時		午後5時～午後10時	
			村内	村外	村内	村外
			円	円	円	円
座間味村離島振興総合センター・座間味村字阿嘉島離島振興総合センター	集会場	1時間当たり	1,350	3,240	2,160	4,050
	調理実習室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	婦人講座室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	老人室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	娯楽室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	図書室兼会議室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	応接室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	宿泊室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	青年室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620

備考

- 1 使用時間は、準備及びあとかたづけに要する時間を含むものとする。
- 2 舞台練習等（大集会室を使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台面（ステージ）のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料の1割相当額とする。
- 3 ガスを使用する場合は、実費を徴収する。
- 4 使用者が入場料金その他これに類する料金を徴収する場合、又は収益を伴う用途に使用する場合の使用料は、基本料金の倍額とする。
- 5 冷房暖房使用料については、1時間あたり次の料金を課する。
  - 1階全室 1,080円
  - 2階全室 540円
- 6 使用時間の超過に対しては、30分以下は切捨て、30分を超えたら切上げて1時間として徴収する。

第16条中「午後9時」を「午後10時」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

#### 議案第9号

座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地  
集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部と改正について議会の議決を求める。

平成26年3月12日

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、利用料金の改定する必要がある。また、利用者が低廉な料金で利用できるよう利用料金区分を見直す必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

#### 条例第9号

座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び  
慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例

座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（使用時間）

第13条 各施設の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、村長が必要と認めた場合は、規定時間外においても使用することができる。

第8条中別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	使用料					
	区 分	単 位	午前9時～午後5時		午後5時～午後10時	
			村内	村外	村内	村外
			円	円	円	円
座間味コミュニティセンター	集会室1階	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
	集会室2階	1時間当たり	160	320	220	440
阿佐集会場	全室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
阿真集会場	全室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620
慶留間へき地集会施設	全室	1時間当たり	540	1,080	810	1,620

- \* 避難勧告発令時の避難者は免除とする。
- \* 冷房暖房使用については1時間あたり次の料金を加算する。  
集会室1階及び全室 1,080円  
集会室2階 540円
- \* 使用時間の超過に対しては、30分以下は切捨て、30分を超えたら切上げて1時間として徴収する。
- \* 特別の設備をして、電気、水道又はガス等を使用したときは、それぞれの料金の実費を徴収する。
- \* 研修等に伴い宿泊を要する場合は、基本料金の他、1人につき次の料金を加算し、風水災害及びその他の事由により施設を使用する場合は、1人につき次の料金を徴収する。  
大人 1,080円  
学生（高校・大学生） 860円  
小人（小中学生） 540円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

#### 議案第10号

##### 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について

座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年座間味条例第6号）の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第4号の規定により、座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成26年3月12日

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税等相当額を加算するため条例の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 条例第10号

##### 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例

座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年座間味条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中及び第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

#### 議案第11号

##### 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村船舶運航事業条例（1968年1月10日条例第1号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の改正により消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第11号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例

座間味村船舶運航事業条例（1968年1月10日条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第5条関係）中、4 手荷物運賃、5 普通貨物運賃、6 特殊貨物運賃、7 自動車航送運賃、8 小荷物運賃を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

4 手荷物運賃

種類		運賃	
		泊～座間味	阿嘉～座間味
受託手荷物		90円	20円
特殊手荷物	自転車、小児用の車、その他道路運送車両法第2条第4項の軽車両	380円	100円
	原動機付自転車	780円	210円
	二輪自動車	1,550円	310円

5 普通貨物運賃

品目	規格	単位	単価
容積	1 m <sup>3</sup>	1 屯・1	2,935円
普通貨物	重量による物	1 屯	5,382円
〃	面積による物	1 m <sup>2</sup>	525円
〃	木材	1 石	1,505円
油脂燃料	ドラム	D/M	1,222円
主食米		1 屯	5,385円

6 特殊貨物運賃

品目	規格	単位	単価
電柱		1 m	133円
発電機	原動機付大型	1 台	6,057円
〃	原動機付中型	〃	3,792円
〃	原動機付小型	〃	1,529円
フォークリフト		〃	13,467円
鎮圧ローラー	原動機付小型	〃	4,285円
〃	原動機付手押し型	〃	612円

## 7 自動車航送運賃

車両の長さ	運賃	
	座間味～阿嘉	泊～座間味・阿嘉
3 m未満	990円	<u>9,150円</u>
3 m以上～4 m未満	1,130円	<u>11,520円</u>
4 m以上～5 m未満	1,370円	<u>13,890円</u>
5 m以上～6 m未満	1,600円	<u>16,250円</u>
6 m以上～7 m未満	1,830円	<u>18,620円</u>
7 m以上～8 m未満	2,060円	<u>20,980円</u>
8 m以上～9 m未満	2,300円	<u>23,350円</u>
9 m以上～10 m未満	2,530円	<u>25,710円</u>
10 m以上～11 m未満	2,760円	<u>28,080円</u>
11 m以上～12 m未満	3,000円	<u>30,450円</u>
12 m以上	1 m増すごとに <u>2,370円</u> を加算した金額	
特殊車両は、当該自動車航送運賃の10割増 車両の幅が2.5 mを超える車両については、25 cm増すごとに当該自動車航送運賃の1割5分増 特殊車両は、下記の通り。 ローラー類、ユンボ、ブルドーザー、フィニッシャー、グレーダー、キャリアダンプ、その他		

## 8 小荷物運賃

種別	運賃
	泊～座間味・阿嘉
10 kg以下	100円
10 kgを超え20 kg以下	170円
20 kgを超え30 kg以下	300円

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

## 議案第12号

### 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成26年3月12日

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

消費税法及び地方消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税等相当額を加算するため条例の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 条例第12号

##### 重要文化財高良家住宅管理に関する条例を一部改正する条例

重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

#### 議案第13号

##### 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び 南部広域市町村圏事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### （提案理由）

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係る社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務を加え、南部広域市町村圏事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

## 条例第13号

### 南部広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合同規約（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（5） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関する事（浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。）。

別表第2に次のように加える。

4 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割	5%
			法人数割	95%

#### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第14号

### 過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項及び6条第7項の規定により過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）の一部に事業の追加（阿真漁港岸壁整備工事）と事業計画の変更（校舎建設工事業額と事業年度の変更、定住促進住宅の事業額変更）が生じたため、議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

過疎地域自立促進計画の変更については、同法第6条第1項及び6条第7項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第15号

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成25年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,984,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		71,822	1,212	73,034
	2 国庫補助金	52,971	1,212	54,183
13 県支出金		533,263	3,499	536,762
	2 県補助金	487,442	4,010	491,452
	3 県委託金	32,813	△511	32,302
19 村債		88,281	11,200	99,481
	1 村債	88,281	11,200	99,481
歳入合計		1,969,010	15,911	1,984,921

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		40,077	△487	39,590
	1 議会費	40,077	△487	39,590
2 総務費		473,185	5,811	478,996
	1 総務管理費	404,297	11,757	416,054
	2 徴税費	9,724	△239	9,485
	3 戸籍住民基本台帳費	51,867	△3,991	47,876
	4 選挙費	5,638	△1,295	4,343
	5 統計調査費	560	△322	238
	6 監査委員費	1,099	△99	1,000
3 民生費		138,817	1,483	140,300
	1 社会福祉費	118,817	1,275	119,937
	2 児童福祉費	20,140	208	20,348
4 衛生費		145,618	△1,824	143,794
	1 保健衛生費	100,016	△1,781	98,235
	2 清掃費	45,602	△43	45,559
6 農林水産費		232,690	17,456	250,146
	1 農業費	16,726	△1,511	15,215
	2 林業費	24,730	△954	23,776
	3 水産業費	191,234	19,921	211,155
7 商工費		93,555	△3,570	89,985
	1 商工費	93,555	△3,570	89,985
8 土木費		357,128	1,282	358,410
	1 土木管理費	10,140	△54	10,086
	2 道路橋りょう費	156,262	2,434	158,696
	3 河川費	10,194	△543	9,651
	5 下水道費	54,138	451	54,589
	6 住宅費	99,730	△1,015	98,715
	7 空港費	22,255	9	22,264

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		186,714	△4,240	182,474
	1 教育総務費	64,375	△677	63,698
	2 小学校費	33,876	△1,042	32,834
	3 中学校費	35,228	△2,055	33,173
	4 幼稚園費	20,238	△28	20,210
	5 社会教育費	10,457	△173	10,284
	6 保健体育費	22,540	△265	22,275
歳出合計		1,969,010	15,911	1,984,921

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
6 農林水産費			104,339千円
	3 水産業費	(一括)阿嘉漁港ターミナル機能強化事業	63,806千円
		阿真漁港岸壁整備事業	40,533千円
8 土木費			148,658千円
	2 道路橋りょう費	道路ストック総点検事業	3,000千円
		座間味阿佐線道路改良事業	56,491千円
	6 住宅費	公営住宅整備事業	89,167千円
7 商工費			2,199千円
	1 商工費	(一括)慶良間海域活用ダイビング利用ルール策定事業	2,199千円
合計			255,196千円

第3表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
過疎債	36,800	5,500	42,300	（借入方法） 証書借入又は 証券発行によ る。 （借入時期） 平成26年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年後に繰 り延べて起債 することがで きる。	年6%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	償還期間は、 措置期間を含 め30年以内と する。償還方 法は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財政 の都合によ り、措置期間 中であっても 繰上償還、償 還年限を変更 し、又は借り 換えることが できる。
辺地債	12,700	5,700	18,400			
計	49,500	11,200	60,700			

議案第16号

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成25年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳  
出それぞれ568,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		535,590	14,997	550,587
	1 運航収入	528,774	14,997	543,771
歳入合計		553,117	14,997	568,114

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		404,951	1,409	406,360
	5 燃料潤滑油費	164,112	3,100	167,212
	9 船費	230,536	△1,691	228,845
2 営業費用		86,691	2,309	89,000
	3 船舶備船料	2,681	△150	2,531
	4 航路付属施設費	2,017	4,000	6,017
	5 店費	77,503	△1,541	75,962
4 事業税費		13,300	1,191	14,491
	1 営業外費用	13,300	1,191	14,491
6 予備費		10,500	10,088	20,588
	1 予備費	10,500	10,088	20,588
歳出合計		553,117	14,997	568,114

議案第17号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,637千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月12日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		28,187	△665	27,522
	1 営業収入	28,187	△665	27,522
3 繰入金		68,398	665	69,063
	1 繰入金	68,398	665	69,063
歳入合計		212,637	0	212,637

議案第18号

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,929千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月12日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		8,769	△451	8,318
	1 下水道収入	8,769	△451	8,318
4 繰入金		54,138	451	54,589
	1 繰入金	54,138	451	54,589
歳入合計		74,929	0	74,929

議案第19号

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,530千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		5,089	△605	4,484
	1 下水道収入	5,089	△605	4,484
5 繰入金		13,422	605	14,027
	1 繰入金	13,422	605	14,027
歳入合計		18,530	0	18,530

議案第20号

平成26年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村一般会計予算

平成26年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,301,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		72,552
	1 村 民 税	28,860
	2 固 定 資 産 税	36,919
	3 軽 自 動 車 税	2,050
	4 村 た ば こ 税	4,723
2 地 方 譲 与 税		7,720
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,314
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,404
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		187
	1 利 子 割 交 付 金	187
4 配 当 割 交 付 金		99
	1 配 当 割 交 付 金	99
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		28
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28
6 地 方 消 費 税 交 付 金		9,966
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,966
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		985
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	985
8 地 方 特 例 交 付 金		1
	1 地 方 特 例 交 付 金	1
9 地 方 交 付 税		837,984
	1 地 方 交 付 税	837,984
10 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金	1

款	項	金額
11 使用料及び手数料		47,705
	1 使用料	42,405
	2 手数料	5,300
12 国庫支出金		391,719
	1 国庫負担金	15,267
	2 国庫補助金	374,222
	3 国庫委託金	2,230
13 県支出金		552,534
	1 県負担金	11,702
	2 県補助金	508,235
	3 県委託金	32,597
14 財産収入		268
	1 財産運用収入	268
15 寄付金		2,756
	1 寄付金	2,756
16 繰入金		50,035
	1 特別会計繰入金	7,923
	2 基金繰入金	42,112
17 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
18 諸収入		10,701
	2 預金利子	25
	4 雑入	10,676
19 村債		296,200
	1 村債	296,200
歳入合計		2,301,411

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		37,030
	1 議会費	37,030

款	項	金額
2 総務費		329,597
	1 総務管理費	296,851
	2 徴税費	10,391
	3 戸籍住民基本台帳費	14,816
	4 選挙費	5,955
	5 統計調査費	481
	6 監査委員費	1,103
3 民生費		145,505
	1 社会福祉費	124,075
	2 児童福祉費	21,380
	3 生活保護費	49
4 衛生費		123,153
	1 保健衛生費	84,453
	2 清掃費	38,700
	3 災害救助費	1
5 労働費		3,024
	1 失業対策費	3,024
6 農林水産費		89,791
	1 農業費	19,670
	2 林業費	35,528
7 商工費		100,167
	1 商工費	100,167
	3 水産業費	34,593
8 土木費		477,002
	1 土木管理費	4,408
	2 道路橋りょう費	238,353
	3 河川費	9,710
	4 港湾費	4,309
	5 下水道費	42,290
	6 住宅費	154,892
7 空港費	23,040	
9 消防費		108,139
	1 消防費	108,139

款	項	金額
10 教 育 費		707,402
	1 教 育 総 務 費	58,980
	2 小 学 校 費	34,376
	3 中 学 校 費	553,633
	4 幼 稚 園 費	22,774
	5 社 会 教 育 費	16,910
	6 保 健 体 育 費	20,699
11 災 害 復 旧 費		1
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		175,860
	1 公 債 費	175,860
13 諸 支 出 金		4,270
	2 公 営 企 業 費	4,270
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,301,441

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 沖縄県消防共同指令センター整備 費負担金	平成27年度	1,243
(仮称) 沖縄県消防共同指令センター整備 監理業務委託費負担金	平成27年度	11
合 計		1,254

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債 (過疎債)	34,000	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。	年6%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい	償還期間は、措置 期間を含め30年以 内とする。償還方 法は、元利均等、
村営住宅建設事業	91,200		て、利率の見直し を行った後におい	元金均等による。
座間味中学校建設事業	133,000	(借入時期) 平成26年度。	ては、当該見直し 後の利率)	ただし、財政の都 合により、措置期 間中であっても繰 上償還、償還年限 を変更し、又は借 り換えることがで きる。
(辺地債)		ただし、事業その 他の都合により、 その一部又は全部 を後年度に繰り延 べて起債すること ができる。		
村道座間味阿佐線道路改良工事	38,000			
計	296,200			

議案第21号

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,476千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		27,943
	1 国民健康保険税	27,943
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		2
	2 手数料	2
4 国庫支出金		57,558
	1 国庫負担金	35,043
	2 国庫補助金	22,515
5 療養給付費交付金		1,002
	1 療養給付費交付金	1,002
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		11,111
	1 県負担金	871
	2 県補助金	10,240
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		22,884
	1 共同事業交付金	22,884
10 繰入金		34,968
	1 一般会計繰入金	34,967
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
12 諸 収 入		4
	1 延 滞 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		155,476

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		9,555
	1 総 務 管 理 費	9,443
	2 徴 税 費	80
	3 運 営 協 議 会 費	32
2 保 険 給 付 費		72,626
	1 療 養 諸 費	61,338
	2 高 額 療 養 費	9,166
	3 出 産 育 児 諸 費	2,102
	4 葬 祭 諸 費	20
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,719
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,719
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		7,618
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,618
5 老 人 保 健 拠 出 金		2
	1 老 人 保 健 拠 出 金	2
6 介 護 納 付 金		11,811
	1 介 護 納 付 金	11,811
7 共 同 事 業 拠 出 金		24,431
	1 共 同 事 業 拠 出 金	24,431
8 保 健 事 業 費		3,707
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,537
	2 保 健 事 業 費	2,170
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1

款	項	金額
10 公 債 費		2
	1 公 債 費	2
11 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
12 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		155,476

議案第22号

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,331千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		4,571
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	4,571
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1

款	項	金額
3 寄 付 金		1
	1 寄 付 金	1
4 繰 入 金		3,755
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,755
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		8,331

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		33
	1 総 務 管 理 費	32
	2 徴 収 費	1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,296
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,296
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		8,331

議案第23号

平成26年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村航路事業特別会計予算

平成26年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,510千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		518,508
	1 運航収入	515,454
	2 営業収益	278
	3 営業外収益	2,776
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		518,510

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 運 航 費 用		416,835
	1 旅 客 費	3,935
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	258
	3 貨 物 費	400
	5 燃 料 潤 滑 油 費	168,253
	6 養 缶 水 費	980
	7 港 費	1,170
	8 雑 費	1,212
	9 船 費	240,627
2 営 業 費 用		73,606
	1 保 險 料	5,156
	3 船 舶 備 船 料	2,221
	4 航 路 付 属 施 設 費	1,207
	5 店 費	65,022
3 財 産 費		2
	1 普 通 財 産 費	1
	2 積 立 金	1
4 事 業 税 費		14,644
	1 営 業 外 費 用	14,644
5 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
8 諸 支 出 金		7,923
	1 繰 出 金	7,923
歳 出 合 計		518,510

## 議案第24号

## 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 事 業 収 入		27,743
	1 営 業 収 入	27,743
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		59,147
	1 繰 入 金	59,147
4 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
5 県 支 出 金		2,076
	1 県 補 助 金	2,076
6 諸 収 入		1
	1 雑 収 入	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 村 債		2
	1 村 債	2
歳 入 合 計		88,972

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 事 業 費		37,502
	1 営 業 費	37,502
2 公 債 費		51,469
	1 公 債 費	51,469
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		88,972

議案第25号

平成26年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成26年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	1

款	項	金額
2 下水道収入		8,281
	1 下水道収入	8,281
3 国庫支出金		6,000
	1 国庫補助金	6,000
4 繰入金		42,290
	1 繰入金	42,290
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		56,575

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		28,008
	1 下水道事業費	28,008
2 公債費		28,566
	1 公債費	28,566
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		56,575

議案第26号

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		4,554
	1 下水道収入	4,554
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		10,754
	1 繰入金	10,754
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入合計		15,313

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		8,757
	1 漁業集落排水事業費	8,757
2 公債費		6,555
	1 公債費	6,555

款	項	金額
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		15,313

議案第27号

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月12日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		662
	1 下水道収入	662
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1

款	項	金額
4 県 支 出 金		1
	1 県 補 助 金	1
5 繰 入 金		4,070
	1 繰 入 金	4,070
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 村 債		2
	1 村 債	2
歳 入 合 計		4,738

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		2,956
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	2,956
2 公 債 費		1,781
	1 公 債 費	1,781
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		4,738

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第8．議案第1号 座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 座間味村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第2号 座間味村職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 座間味村職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第2号 座間味村職員の修学部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第3号 座間味村ちゅら島づくり条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

全協に参加していないもので、説明にあったと思うんですけども、すごい簡単な質疑です。ちゅら島づくり条例というのはほかの市町村にもありますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

ほかの市町村では、環境美化条例とかポイ捨て条例とか、そういったものはございますが、このように統合したものは見当たりませんでした。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

タイトルは違うと思うんですけども、中身は大体似たようなものになっているんですね。もっと簡単な質疑をしてもいいですか。ちゅら島の「ちゅら」は、わざとひらがなにしたんですか。普通は「美ら」と書きませんか。お答えください。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

そうですね、見た目はひらがなのほうが優しいかなということでした。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

「美ら」のほうがウチナー県民には浸透していると思います。後で必要だったら直しても私は構いません。調整監、プロジェクトチームの話は何回かやりとりしているけれども、この条例に基づいて提案理由の中に行政事業者等及び村民等が協力して環境美化を促進するための条例を制定する。そこに横のつながりの中として、このプロジェクトチームには行政外の人が入る可能性はあるのかどうか。非常に大切なんです、この間の式典になぜ阿嘉島臨海研究所の職員が、大森先生とか職員がいないのかなと思ったりもしたし、大事な人たちじゃないかなと思います。そこで例えば、一括交付金の中で漁協が海の花事業というのをいただいています。もちろんサンゴのプロを養成するために人材育成で、職員をそのまま出向させているんですけれども、彼らを連れてから県にやりとりとか全然構わないんですけれども、このプロジェクトチームの名前を早く名刺に入れてもらわないと、例えば役場で海の花事業を担当しているのが国民健康保険係なんです、県とか国の職員と対応するときに、私はこういうものと、国民健康保険の名刺を上げるのもちょっと不都合があってですね、だから住民課職員でもいいんですけれども、括弧書きで国立公園ちゅら島づくりプロジェクトチームとあったら、ああ、この行政は横で頑張っていると思うけれども、そういったものもぜひこのプロジェクトチーム、この条例に関して、すごいいいことだと思うので、検討してくださいで終わらないですよ、どう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

今回この条例については、この条例は条例で、いろいろ住民への皆さんに影響してきますので、それはそれなりの説明が必要になってくるだろうと思います。さらにこの条例についても、総務課が先ほど答弁したと思うんですが、この条例を制定する理由は、やはり国立公園制定に当たってのものだと思いますので、そうですね、先ほどの民間の人がこのプロジェクトチームに入るかという話もあったんですが、今のところはまだそういうことは考えていませんでした。ただ、そういう御提言がありますので、それをまた検討させてください。たしかに一括交付金はいろんな職員が担当しておりまして、御指摘にあるような不都合が出ているというふうに、今、認識させていただきましたので、その辺のものを改善していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

この条例は、条例として、まあ関連としてプロジェクトチームのことはぜひ検討してですね、担当職員がかわいそうなので、中身が、何で国保の職員がこっちに来ているのと言われたら我々もやりづらいです。かわいそうで。だからそれはそれでいいですけど、プロジェクトチームに入ったら肩書きをあげてください。やりがい全然違うと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

第9条なんです、公共の場所において印刷物等を村民等に配布し、または配布させた者はその配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならないとあるんですが、これは印刷物等配布してとあるんですね。役場の皆さんが多く使用しているんですが、役場、あと学校が使用している公共掲示板というのがあるんですが、とっくに終わったものが何カ月もたってそのまま張ってあったり、これが風雨にさらされて落ちてても回収されていないことがあるんですよ。これは総務課、住民課が特に多いと思うんですが、行事等の終わった後のものをなぜ回収していないのか、そのままにしておくのか、今後ど

のように対策をとるのか、その辺を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑、以前から御指摘があったことだと思います。経営会議で役場の掲示物が多いものから、A版にそろえるように伝えております。さらに今、張りっぱなしの掲示物が多いものから、総務課のほうで張り紙のほうを管理してですね、外す時期、それから張るめどの時期、サイズ等をチェックして整理していこうかと考えております。また規則等で細かいことを定めまして、10月に備えてですね、職員にも徹底していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長みずからおっしゃったように、確かに張りっぱなしでは非常にみつともない話なんですよ。誰が張ったかがわかっているわけですよ。何かを張ったんだったら、何かを取るとか、張る人が回収する人なのか、それとも課全体で最終的にチェックするのかという、そういうものを決めてやらしてもらわないと、そのうち選挙のポスターと同じ、掲示責任者まで書かないと張らさないというぐらいやらないといけなくなるんじゃないかなと思うぐらい、公共掲示板が。村が管理しているはず公共掲示板が一番なくしているのは座間味村そのものだとなってしまうと、この第9条は確かに配布という形にはなっていますけれどもね、こういうものをさせるためにもみずからが率先してそういうものに管理を、先に責任ある形でやらしてもらいたい。そうしないと、こういうものをつくっても意味がないと思っておりますよ。

あともう1つ、第4条の第2項になるのかな、事業者等のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所に空き缶等を収納するための回収容器を設置するとともに、これを管理するよう努めなければならないとありますけれども、この容器飲料から空き缶等に変わっているだけけれども、こういう書き方でいいのかな。それとも…、これはお菓子の袋などだったら、空き缶等を回収する容器等にならないと思うんだけど、その辺はどう考えますか。例えばたばこは売ったけれども、そこでは吸うなとか、そういうもの、これは個人個人に、事業者、お店に押しつけているような感じになりますけれども、その辺はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

空き缶等というのは、第2条の定義であります、(1)のほうですね。飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器、チューインガムのかみかす、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみをいう。ということで、ごみのほとんどを指していると思っておりますので、ごみ箱の設置というふうに考えていただいたらよろしいかと思っております。細かいことについてはですね、あと施行までの10月1日までに決めまして、周知のほうを進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それにしちゃうとね、今、課長が言うように、これは第2条の(1)になると、たばこの吸い殻その他のごみをいうということになるんですよ。ということは、たばこの吸い殻というのはその場に入れられない

わけですよ。要するに灰皿とかがなければね。要するに灰皿等も設置しなさいよということになるんですよ、これ。お店の前に。ということは、そこは喫煙所にしなさいということになるわけですよ。そう解釈がとれますけれども、喫煙所も設けないといけませんよということになりますけれども、それはそういう解釈になるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、今のところ、喫煙所を設けなさいよというふうに解釈できるかどうかは、即答はできないんですけども、あと半年の間に、例えば喫煙場所を設けるとかですね、そういった検討も重ねていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、第4条の第2項の中では事業者等になっているので、事業者というのはたばこを販売する事業者というのはお店ですよ。これは勝手にできませんからね。これはお店の、販売するからには灰皿を置きなさいということ、灰皿を置くということは喫煙所になるということですよ、分煙をすとかしないとかじゃなくてですね、そういうものを第2条の中で空き缶等とはという中で、そこまで本当に入れていいんですかということなんです。空き缶等、要するに用語の定義の中ではたばこの吸い殻まで入っていますから、それを第4条第2項の中で空き缶等の要するに対象の中の用語が入っているから、それで販売する人たちは灰皿も準備しなさいよということになりかねませんから、それでいいですかということなんです。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、事業者等に空き缶等を回収、収納するための回収容器を設置していただくようお願いすることになります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありますか。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

1点だけ。施行が平成26年10月1日ということですが、きのう阿嘉島のほうに行ったんですけども、放置車両が結構見受けられたんですね。それに改善命令の根拠として、早々に周知、10月1日からはこういう条例が施行されますよという周知は早々にいったほうがいいと思いますので、直近の村の広報紙何なりと、この辺は周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

1点ほどお聞きしたいと思います。第11条でございますけれども、11条の2と3に関連があるんですけども、こちらのほうで勧告する、勧告すると2つダブっているわけですね、そのほうで。それで一番下の、2番目のほうの当該自動車等及び船舶等を撤去するよう、私としては期限を定めて勧告することができると。こちらはいいと思いますけれども、次、3番目なんですけれども、一番下のほうから、その者に対し、強制執行に応じることができると、ここで力を入れたほうがいいんじゃないかと思っているんですね。同じように勧告、勧告と2つダブっているんですね。だから強制でやると、強制執行に応じることができると。下のほうは村は入れたほうがいいんじゃないかと。上のほうに期限を定めて勧告することができると、2のほうには入れましてですね、3のほうの下には期限を定めて勧告に従うべきものを省いて、その者に対し、強制執行に応じることができると。そうしたら非常に力はあると思うんですが、いや、できるできないじゃなくて、私の考えもいいんじゃないかと思うんですよ。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑、それはとても大切なことだとは思いますが、第12条のほうに關係機関への要請ということで、勧告する様式も規則で定めようと思っています。それ以外にまた關係機関への要請をして、關係機関と協力しながら自動車や船舶等を放置されない状況に持っていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

何だか非常に優しいような感じもありますので、阿嘉に変なものがあるものですからね、このようにして、やはり強制執行まで持っていかないとですね、もう今後、座間味村はどうなるかわからないわけですよ。だからこの条例を見たら非常に優しく、同じように2つダブっているんですよ、上も下も。だからここはもう少し文言をですね、皆さんもう一度工夫してやってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 座間味村ちゅら島づくり条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 座間味村ちゅら島づくり条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第4号 座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第5号 座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

これは消防の手当て等が含まれているんですけども、2枚目の第13条中、「水火災、警報、訓練等」を「水火災、救急搬送等」に改め、別表第2を次のように改めるとありますが、訓練には手当てはないんですか。訓練の字が抜けて改められているんですけども。何かなと思って、今…。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

搬送等の方に加えておりまして、訓練の方は書いていません。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

前のほうにも水火災、警戒、訓練等と「等」が入っていますよね、これは「等」は救急搬送等に訓練が含まれるということですか、「等」が入っているから。第13条中、「水火災、警戒、訓練等」を「水火災、救急搬送等」に改めると書いてあるけれども、訓練がないのは救急搬送等という「等」に含まれると…。本当に。訓練と搬送とは別じゃない、業務内容は。違う、違う。訓練は大事なので、そもそも根本的に言いたいのは、訓練には手当てはないのですか、それで抜いたのですか何です。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

訓練にも手当ては支給することになっています。救急搬送等の中に訓練等を含めるということで解釈して

おります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

確認したほうがいいんじゃない。会議録に載るよ。訓練は訓練であって、これは業務さ、搬送は。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、訓練等も費用弁償を支給するという認識しております。また、救急搬送中にデータ訓練を含むということで私たちも認識しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

新しい用語の救急搬送等に警戒訓練等も含むということで解決します。話は原点に戻ります。例えばですね、名簿の構成、民間の人が何名入って、職員が何名なのか、いざ末端の慶留間で急患が発生したときにどういった対応、体制かをお聞きします。まず名簿の構成ですね、何名いて、何名が公務員の職員で、何名が職員外貨ということからお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、ただいま消防団員は26名おまして、民間4名、公務員18名になっております。また阿嘉、慶留間の救急体制は、阿嘉8名、慶留間7名の職員で対応しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

この26名の中に、阿嘉、慶留間は除いているんですか。26名の中には阿嘉、慶留間は入っていないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

阿嘉、慶留間の職員も入っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

阿嘉、慶留間含めて、村一円で26名、うち公務員外が4名。これに関連してなんですけれども、先ほど聞いた、今、阿嘉のヘリポート使っていないんですかということをお聞きしました。会議録用にもう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

阿嘉のヘリポートも使用しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

さっきも職員の構成と関連するかもしれませんが、ついこの間、阿嘉から急患が運ばれて、残念な結果だったんですけれども、慶良間空港を使っているんですね。これが本当に5日ぐらい前の話。それでそのときの体制、消防団員がどこまでかかわっていたのか、空港を夜開放するときに、どういった手順が踏まれて消防団員がかかわっていたのかをちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

この件につきましては、当時の然職員がかかわって、職員が搬送しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

空港には職員が2人いまして、臨時、非常勤かな、嘱託かな、1人いると思います。職員については何らかの問題のある人が2人向こうに行っているんですよ。職員については、それでもう1人については嘱託職員、それで聞きたいのはこの3名のうちの、もちろん管理者がいて、向こうを24時間管理しないとけないんですけれども、その嘱託職員含む職員3名、この消防との連携なんですよ。といった形で向こうの、使って悪いとは話していませんよ、急患ですから、それは使えるはずですよ。ところがそういった手順はどうなっているのかを聞いているんです。

もう一度、追加すると。最初の原点に戻ると。阿嘉のヘリポートがなぜ使えないのか。座間味は使える。阿嘉のヘリポートが夜間照明施設がないのかどうか。それで自衛隊は空港に、ドクターヘリは夜は飛ばないから阿嘉にだというような解釈を勝手にしているんですけれども、そのときに、夜間のときに慶良間空港を開けざるを得ない、そういった手順です。消防団員がどうかかわっていて、空港管理者がどうかかわっているのかを。しかも2人は座間味から通っているから、慶留間に残るのは誰が考えても嘱託職員なんですよ。さっきの職員外の4名に嘱託職員がかかわっているのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

## 再 開

### ○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

### ○ 総務課長（宮平真由美）

まずヘリポートの件ですが、ヘリポートのほうは夜間の場合は自衛隊と安全性を確認しながら、ヘリポートにつける場所を決めているそうです。前回のときは協議した結果、空港のほうが安全だろうということで空港のほうをとったそうです。

それから空港の管理のほうなんですけれども、たまたまこの日は職員が、本務の職員が当番をしております。しかし、日によっては嘱託職員が対応する場合も可能性はあるということで、これまでは今の事務局長の中村 茂さんがやってくれていたんですけれども、今おっしゃるとおり、2人がこちらのほうに住宅を構えておりますので、そのような形になっております。

### ○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

### ○ 1番（大城 晃議員）

たまたまその日は当直で、座間味にいる職員があそこに泊まっていたと。いいですよ、それは。嘱託職員は消防職員ですか、消防団員ですか。

### ○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

### ○ 総務課長（宮平真由美）

嘱託職員は消防団員ではございませんで、今回ですね、消防団員のほうにお願いするように話を進める予定でした。

### ○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

### ○ 1番（大城 晃議員）

慶良間空港を使うのは別に悪いとは言っていない。ただし、そこを使うためには空港のセキュリティーの問題もあるし、手続があると思うんですよ。そのために今の嘱託職員を、あなた消防団員じゃないから手当てないと言わないで、嘱託職員もぜひ消防団員に引き上げてもらって、彼がじゃあ、当直するときに私が開けませんと言われたら、まさかそう言わないはずですけども、かわりませんと言われたら大変ですね。気持ちよく救急搬送にかかわれるようにするには、消防団員に登録しておいたほうが。だから聞いていると、職員外の4名というのは、とてもやりづらいと思います。もっとどンドンふやして、意識を高めて救急搬送がスムーズにいくように図っていただきたいと。以上です。

### ○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第5号 座間味村消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第6号 座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

住民課長、1つだけお答えいただきたいと思います。これまでの5,000円ずつを毎年、直接村長が手渡しということでやっておられましたけれども、今回は1万円ということで口座振り込みになるということでもありますけれども、この5,000円が1万円になることによって、どれぐらい金額がアップするのか、財政的な問題でですね。今まで幾ら、去年の例でいいですよ、幾らぐらい必要だったのか。ことしは幾ら必要なのか、それだけをお答えください。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長(宮平壮一郎)

対前年度との差額についてですが、現在、次年度の人数を97名と、きのうの住民基本台帳を押さえております。この差額を計算しますと、39万円の増額を見込んでおります。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 座間味村敬老年金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

日程第15. 議案第8号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

総合センターの条例の改正でございますけれども、4月1日より、8%に上がるんですけども、その条例は同じ5%で保つようになっているような解釈があるんですが、どうしてなのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

官平真由美総務課長。

○ 総務課長(官平真由美)

ただいまの御質問ですが、今回ですね、別表のほうは消費税を内税にした形で8%を上乗せした形で料金を提出させていただいております。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

みんな今までのものは100分の5を100分の8に改めるということが書かれているんですね。だからないものだから、中身はこうであっても、前のほうの文言がこうなったらちょっと困るんですね。ここにおいて条例制定等するときはそのようにやってもらいたいと思います。はい、これで終わります。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第8号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第9号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

開けましてですね、13条のところなんですけれども、13条の次に次の1条を加えるとあるんですけれども、この13条というのは、いいんですね、この条例に規定のものの方から必要な事項は規則で決めるのが13条なんです、普通、規則で決めるというのは一番最後に持ってこないといけないんですよ。だから、14条の(使用時間)を13条に上げて、13条の(委任)を下に持ってきたほうが、条例は本当なんです。だから今、14条はこのように文言があって、これを使用することができる。これを13条に持ってきて、14条に、今みたいに(委任)、13条は(委任)なんです。これは(使用料)、(使用時間)ですけれども、今の14条は、今の13条のあれは、条例を見たら(委任)なんです。596ページの条例、(委任)を見てください。だからこの条例に規定するもののほか、必要な事項は規則で決めるというのは、普通、条例では一番最後に持ってくるのが当たり前なんです。だからこれの下に14条を入れたらおかしいですね、これは組みかえないといけないわけですよ。13条に今の14条を上げる。13条のものを下に下げる。これが本当なんです。だからこれは当然見られている。それで見たら、間違っているものですから訂正してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

ただいまの御質疑、確かに訂正をが必要と思いますので、訂正させていただきます。

○ 議長(中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

議案第9号の質疑応答は削除いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第9号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第10号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村座間味地区阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第11号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第12号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第13号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第14号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第14号 過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで散会します。

散 会 (午後3時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 大 城 晃

署名議員 金 城 勝 英